

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、<u>ISM折返し機能</u>、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、<u>端末回線伝送機能管理機能</u>、<u>光回線設備管理機能</u>、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、<u>下部端末回線管理機能</u>、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特定光信号端末回線管理機能の場合</p> <p>当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）</p> <p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) その協定事業者がDSL回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄に係るものに限ります。）、<u>端末回線伝送機能2-1-1-1第5欄若しくは第7欄に係る回線（以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。）又は下部端末回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第4-2欄に係るものに限ります。）の設置（端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。）の申込みの承諾を受けたとき。</u></p>	<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄若しくは第4欄若しくは第7欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、<u>光回線設備管理機能</u>、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特定光信号端末回線管理機能の場合</p> <p>当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）</p> <p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) その協定事業者がDSL回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄に係るものに限ります。）、<u>端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄に係る回線（以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。）の設置（料金額の変更がある場合を含みます。）の申込みの承諾を受けたとき。</u></p>

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	<p>ア 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金を併せて2（料金額）2-2第1欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとします。ただし、公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交換機能に替えて2-11第1欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要するものとします。</p> <p>イ 2（料金額）2-10-1第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績（公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。）を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価（事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信業務支援機関（以下「支援機関」といいます。）において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成18年総務省告示第429号の規定により算定した合算番号単価（修正合算番号単価を含みます。）をいい、基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。）を用いて料金額を再算定（2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。）してその事業年度の4月1日に適及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>
(5)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 2（料金額）2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1-1-2に規定するISM折返し機能と組み合わせて適用します。</p> <p>ス～チ (略)</p> <p>ツ 2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>チ 協定事業者が、2-1-1-1第4-2欄に係る機能を利用するときは、当社は、第9条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄において接続を行うために新たに設置するケーブルに係る工事の内容等について協定事業者と事前に協議するものとし、協定事業者は、当該機能に係る料金額とは別に、当該ケーブルに係る費用の支払いを要します。</p>
(8)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、下部回線伝送管理機能、光回線設備管理機能、光回線設備管理機能又は特定光信号局内回線管理機能に係る料金の適用	<p>DSL回線管理機能、下部回線伝送管理機能、光回線設備管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号局内回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄又は第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
(24)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日（ただし、回線イ(ウ)欄及び(ロ)欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和4年4月1日（ただし、回線イ(ウ)欄及び(ロ)欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p>

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 公衆電話発信機能の適用	<p>ア 公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金を併せて2（料金額）2-2第1欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとします。ただし、公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交換機能に替えて2-11第1欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要するものとします。</p> <p>イ 2（料金額）2-10-1第1欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績（公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。）を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価（事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信業務支援機関（以下「支援機関」といいます。）において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成18年総務省告示第429号の規定により算定した合算番号単価（修正合算番号単価を含みます。）をいい、基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。）を用いて料金額を再算定（2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。）してその事業年度の4月1日に適及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>
(5)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 削除</p> <p>ス～チ (略)</p> <p>ツ 削除</p> <p>テ 削除</p>
(8)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号局内回線管理機能に係る料金の適用	<p>DSL回線管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号局内回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄又は第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
(24)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和5年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和5年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p>

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 光信号伝送装置により符号伝送可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,271円	2-1の4に係る料金は含みません。
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,271円		
		③ ①②以外のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,309円		
	(4) (略)			
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに 1,471円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに 1,471円	
		(9) (7) (4) 以外のもの	1 回線ごとに 1,515円	
	イ 4線式のもの	1 回線ごとに 3,030円		
	ウ～エ (略)			
(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア イ以外のもの	(7) (4) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 1,513円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 1,513円	
			③ ①②以外のもの 1 回線ごとに 1,558円	
	(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 53円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 53円		

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 光信号伝送装置により符号伝送可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,341円	2-1の4に係る料金は含みません。
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,341円		
		③ ①②以外のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,381円		
	(4) (略)			
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに 1,483円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに 1,483円	
		(9) (7) (4) 以外のもの	1 回線ごとに 1,527円	
	イ 4線式のもの	1 回線ごとに 3,055円		
	ウ～エ (略)			
(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア イ以外のもの	(7) (4) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 1,525円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 1,525円	
			③ ①②以外のもの 1 回線ごとに 1,571円	
	(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 60円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 60円		

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カド内に単独収容されているものに限ります。)	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,739円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,739円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,784円	
		(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	279円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	279円	
(4) -2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	896円	—	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	896円		
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	923円		
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	166円	—	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	166円		
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1,536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,704円		
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,704円		

2-1-1-1の2 (略)

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カド内に単独収容されているものに限ります。)	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,737円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,737円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,783円	
		(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	272円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	272円	
(4) -2 削除						
(5) 削除						

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの イ〜ウ (略)	1回線ごとに 147円	—
(2) (略)			
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 303円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり 1,078円	
(4) 2-1-1-5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単備であって、基本料の適用時期に環に適用される額

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考	
(1) (略)			
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 175円 (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 182円 (7) (4)以外のもの 186円	—

2-1-2の2 ISM折返し機能

月額

区分	単位	料金額	備考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの 1Bチャンネルごとに 953円	—
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの 2.3B+Dチャンネルごとに 62,976円		

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの イ〜ウ (略)	1回線ごとに 151円	—
(2) (略)			
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 330円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり 0,956円	
(4) 削除			

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考	
(1) (略)			
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 184円 (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 189円 (7) (4)以外のもの 196円	—

2-1-2の2 削除

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額					
区分	料金額	備考			
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	424円	—	
		イ 保守の別がタイプ1-2のもの	424円		
		ウ アイ以外のもの	437円		
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	1,156円		—
		イ 保守の別がタイプ1-2のもの	1,156円		
		ウ アイ以外のもの	1,191円		

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額					
区分	料金額	備考			
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	579円	—	
		イ 保守の別がタイプ1-2のもの	579円		
		ウ アイ以外のもの	596円		
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	1,561円		—
		イ 保守の別がタイプ1-2のもの	1,561円		
		ウ アイ以外のもの	1,608円		

2-1の4 光信号多重分離機能

月額						
区分	料金額	備考				
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端回線の最大取容量が4のもの又は光信号主端回線の最大取容量が4のもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	174円	—
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	174円		
			③ ①②以外のもの	179円		
	(4) 光信号主端回線の最大取容量が8のもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	197円	—		
		② 保守の別がタイプ1-2のもの	197円			
		③ ①②以外のもの	203円			
	イ(略)	—	—	—	—	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額						
区分	料金額	備考				
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端回線の最大取容量が4のもの又は光信号主端回線の最大取容量が4のもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	144円	—
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	144円		
			③ ①②以外のもの	148円		
	(4) 光信号主端回線の最大取容量が8のもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	185円	—		
		② 保守の別がタイプ1-2のもの	185円			
		③ ①②以外のもの	191円			
	イ(略)	—	—	—	—	

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	—	—	—
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1145円	—
(3) 優先接続機能	1通信ごとに	0.1377円	—
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	月額	9,416,667円	—
(5) (略)	—	—	—
(6) 携帯・自動車電話事業者料金特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005293円
	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00006333円
	ウ(略)	—	—
	エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006616円
	オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00007834円

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	—	—	—
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1129円	—
(3) 優先接続機能	1通信ごとに	0.1476円	—
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	月額	9,333,333円	—
(5) (略)	—	—	—
(6) 携帯・自動車電話事業者料金特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005552円
	イ 削陸	—	—
	ウ(略)	—	—
	エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006940円
	オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00008272円

2-3 (略)

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(3) (略)					
(4) 関門系 ルータ 交換機 機能	関門系 ルータ で接続 する場 合にお ける当 該関門 系ルー タによ り通信 の交換 を行う 機能	ア (略)			
		イ 第5条 (標準的 な接続 箇所)第 1項の表 中第7欄 で接続 するもの のうちI P○E方式 で接続 する場合	(7) 東京都内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ一 トあた り月額	136,868円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
		(4) 千葉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ一 トあた り月額	262,254円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(5) 埼玉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ一 トあた り月額	229,650円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(x) 神奈川県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	215,318円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(f) 茨城県内 及び 栃木県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	460,011円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(h) 北海道内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	275,244円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(t) 宮城県内 及び 山形県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	273,321円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(3) (略)					
(4) 関門系 ルータ 交換機 機能	関門系 ルータ で接続 する場 合にお ける当 該関門 系ルー タによ り通信 の交換 を行う 機能	ア (略)			
		イ 第5条 (標準的 な接続 箇所)第 1項の表 中第7欄 で接続 するもの のうちI P○E方式 で接続 する場合	(7) 東京都内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ一 トあた り月額	143,982円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
		(4) 千葉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ一 トあた り月額	220,325円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(5) 埼玉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ一 トあた り月額	212,595円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(x) 神奈川県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	177,242円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(f) 茨城県内 及び 栃木県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	568,889円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(h) 北海道内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	256,657円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	
		(t) 宮城県内 及び 山形県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ一 トあた り月額	197,104円 I P ○ E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。	

			(イ) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	406,916円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ク) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	438,555円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	623,958円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
ウ～エ (略)						

			(イ) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	232,022円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ク) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	381,917円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	517,883円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
ウ～エ (略)						

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能
2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,078円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,078円	

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能
2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0,956円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0,956円	

2-5-3-2 (略)
2-5-3-3 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 303円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり 1,078円	

2-5-3-2 (略)
2-5-3-3 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 330円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり 0,956円	

2-6 通話設定伝送機能
2-6-1 分組記録以外の部分の基本値
2-6-1-1 基本値

通話設定伝送機能	区 分	注	料金額	
			右欄以外の積算	備考
専用回線ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	一般専用ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 重畳音声伝送するため、通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	11,089円	9,466円
	イ	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	91,644円	50,021円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	10,419円	9,451円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	10,059円	9,129円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	11,056円	9,466円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	109,641円	106,402円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	11,132円	14,076円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	17,466円	14,450円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	19,136円	14,899円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	152,533円	138,075円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	181,510円	171,483円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	211,464円	204,310円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	235,382円	226,947円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	297,463円	288,401円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	359,124円	346,045円
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	154,319円	117,056円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	187,871円	140,424円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	183,615円	142,145円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	228,144円	200,117円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	159,359円	135,797円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	1,675,975円	1,349,836円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	18,179,491円	17,034,439円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	18,543,716円	17,398,664円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	19,720,449円	18,566,926円	

2-6-1-2 加算料

通話設定伝送機能	区 分	注	料金額	
			右欄以外の積算	備考
専用回線ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	一般専用ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 重畳音声伝送するため、通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	1,770円	4,374円
	イ	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,180円	3,451円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	1,770円	4,374円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	1,700円	4,209円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	1,410円	4,214円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,450円	9,117円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,360円	9,332円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,410円	9,417円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,510円	9,417円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,610円	9,417円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	7,080円	17,484円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	10,420円	26,411円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	14,100円	34,883円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	21,240円	52,483円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	27,860円	70,242円
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	42,480円	104,862円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	49,080円	98,424円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	49,880円	101,024円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	49,480円	104,862円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	74,350円	183,690円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	106,210円	262,116円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	138,050円	341,181円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	(株) 12,350,122円	(株) 13,026,941円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	(株) 13,516,930円	(株) 14,193,750円	

2-6-2 分組記録の部分の基本値

通話設定伝送機能	区 分	注	料金額	
			右欄以外の積算	備考
専用回線ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	一般専用ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 重畳音声伝送するため、通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,099円	—
	イ	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	89,454円	—
	イ	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,668円	—
	イ	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,416円	—
	イ	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	137,668円	—
	イ	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	186,592円	—
	イ	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	201,316円	—
	イ	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	265,546円	—
	イ	1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	281,349円	—
	イ	1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	287,532円	—
	イ	3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	345,313円	—
	イ	4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,031,173円	—
	イ	6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,321,023円	—

2-6 通話設定伝送機能
2-6-1 分組記録以外の部分の基本値
2-6-1-1 基本値

通話設定伝送機能	区 分	注	料金額	
			右欄以外の積算	備考
専用回線ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	一般専用ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 重畳音声伝送するため、通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	12,452円	10,028円
	イ	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,384円	8,143円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	92,454円	50,719円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	11,589円	9,452円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	11,019円	9,161円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	12,452円	10,028円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	111,011円	108,620円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	18,135円	14,936円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	18,505円	14,711円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	20,424円	16,301円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	131,335円	128,469円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	163,454円	154,359円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	183,494円	180,120円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	212,811円	214,389円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	211,114円	207,433円
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	244,444円	244,444円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	354,111円	350,094円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	175,213円	124,883円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	188,424円	142,376円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	183,645円	137,355円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	207,452円	160,114円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	218,424円	172,376円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	1,460,911円	1,350,517円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	13,161,588円	12,016,376円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	13,406,471円	12,261,260円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	13,953,130円	12,787,446円	

2-6-1-2 加算料

通話設定伝送機能	区 分	注	料金額	
			右欄以外の積算	備考
専用回線ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	一般専用ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 重畳音声伝送するため、通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	2,000円	4,339円
	イ	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,150円	3,451円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	2,000円	4,339円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	1,910円	4,161円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	1,610円	4,113円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	2,450円	4,339円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,430円	8,117円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,340円	8,332円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,400円	8,417円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	3,500円	8,417円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	7,080円	17,484円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	10,420円	26,411円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	14,100円	34,883円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	25,060円	52,033円
	イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	32,680円	70,242円
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	47,300円	104,862円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	54,920円	98,424円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	54,720円	101,024円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	59,120円	104,074円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	84,600円	177,794円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	116,460円	241,116円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	154,300円	320,588円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	(株) 9,683,563円	(株) 9,988,730円	
イ	エノミークラスの符号伝送が可能なもの	(株) 10,769,914円	(株) 11,075,081円	

2-6-2 分組記録の部分の基本値

通話設定伝送機能	区 分	注	料金額	
			右欄以外の積算	備考
専用回線ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	一般専用ノード線路に接続し、中継伝送設備、記録装置及び通話機を収容する伝送路により通話機の設定並びに伝送を行う機能	通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 重畳音声伝送するため、通算0.3kbit/sから3.4kbit/sまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,419円	—
	イ	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	80,109円	—
	イ	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	101,404円	—
	イ	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	124,621円	—
	イ	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	141,904円	—
	イ	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	176,449円	—
	イ	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	210,994円	—
	イ	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	280,009円	—
	イ	1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	288,721円	—
	イ	1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	491,934円	—
	イ	3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	780,954円	—
	イ	4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,052,391円	—
	イ	6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,348,963円	—

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考	
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	1案内ごとに	256円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。	
(1) -2 番号案内サービス接続機能 (一般中継ルータ接続)	1案内ごとに	252円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。	
(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線接続等接続)	1案内ごとに	260円	第4条(端末回線接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線接続事業者に適用します。	
(2) -2 NPS交換機利用機能	1案内ごとに	64.37円	特定端末系事業者に適用します。	
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)			
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	60.35円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ(略)			

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	2.8458円	
(2) デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	2.8424円	

2-10-2 (略)

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 2-10-1第2欄に規定する機能に係る加算料	1秒ごとに	合算番号単価に公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び12を乗じて得た額を公衆電話発信機能に係る算定対象需要実績で除して得た額	

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考	
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	1案内ごとに	360円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。	
(1) -2 番号案内サービス接続機能 (一般中継ルータ接続)	1案内ごとに	356円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。	
(2) 削除				
(2) -2 NPS交換機利用機能	1案内ごとに	156.96円	特定端末系事業者に適用します。	
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)			
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	51.48円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ(略)			

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	3.0723円	
(2) 削除			

2-10-2 (略)

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 削除			

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア アイ以外のもの 1回線ごとに月額	54円	
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	30円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	44円	
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	35円	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	30円	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	30円	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	30円	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	35円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに月額	303円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,078円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円	
(21)～(25) (略)				
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	365円	

2-1-2～2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	28,186円	

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア アイ以外のもの 1回線ごとに月額	85円	
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	32円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	41円	
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	37円	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	32円	
(17) 削除				
(17)-2 削除				
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	37円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに月額	330円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0,956円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	37円	
(21)～(25) (略)				
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	281円	

2-1-2～2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	32,336円	

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.263
	電力設備		0.988
	伝送機械設備		0.157
	無線機械設備		0.633
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.080
	土地及び通信用建物以外		0.007
共通割掛費比率			(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.028
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	0.046
		中継伝送機能	0.039
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.108
		(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.049	
	中継系交換機能	0.045	
	中継伝送機能	0.035	
	通信料対応設備合計	0.047	
	データ系設備合計	0.105	
	繰延資産比率		0.0114
	投資等比率		0.0016
貯蔵品比率		0.0078	
他人資本比率		0.215	
自己資本比率		0.785	
他人資本利率		0.0026	
自己資本利率		0.0003	
有利子負債以外の負債の比率		0.158	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0003	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.266
	電力設備		0.919
	伝送機械設備		0.159
	無線機械設備		0.703
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.066
	土地及び通信用建物以外		0.004
共通割掛費比率			(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.027
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.041
		中継伝送機能	0.042
		通信料対応設備合計	0.047
		データ系設備合計	0.110
		(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.045	
	中継系交換機能	0.040	
	中継伝送機能	0.037	
	通信料対応設備合計	0.044	
	データ系設備合計	0.107	
	繰延資産比率		0.0111
	投資等比率		0.0023
貯蔵品比率		0.0094	
他人資本比率		0.247	
自己資本比率		0.753	
他人資本利率		0.0019	
自己資本利率		0.0004	
有利子負債以外の負債の比率		0.194	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0005	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

2 工事費の額
2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,630円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,275円			
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,791円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,191円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)					
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	新設の場合	平日昼間 4,257円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間 4,892円		
			平日深夜 5,618円		
			土日祝日昼夜間 5,074円		
			土日祝日深夜 5,800円		
			廃止の場合	1回線ごとに	
	平日夜間 3,863円				
	平日深夜 4,437円				
	土日祝日昼夜間 4,007円				
	土日祝日深夜 4,580円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 770円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 182円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに 7,044円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)					

2 工事費の額
2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,675円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,331円			
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,822円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,229円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)					
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	新設の場合	平日昼間 4,331円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間 4,967円		
			平日深夜 5,695円		
			土日祝日昼夜間 5,150円		
			土日祝日深夜 5,877円		
			廃止の場合	1回線ごとに	
	平日夜間 3,923円				
	平日深夜 4,497円				
	土日祝日昼夜間 4,067円				
	土日祝日深夜 4,641円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 783円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 185円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに 7,165円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)					

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,146円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,317円			
					平日深夜	1,512円			
					土日祝日昼夜間	1,366円			
					土日祝日深夜	1,561円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	714円
					平日夜間	820円			
					平日深夜	942円			
		土日祝日昼夜間	851円						
		土日祝日深夜	972円						
イ 加算額	(7) (略)	(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに	1,565円					
			1電気通信番号ごとに	1,565円					
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,146円	---		
					平日夜間	1,317円			
					平日深夜	1,512円			
					土日祝日昼夜間	1,366円			
					土日祝日深夜	1,561円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	626円
					平日夜間	719円			
					平日深夜	826円			
		土日祝日昼夜間	746円						
		土日祝日深夜	853円						
イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (4)以外の場合	(4)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,284円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
				平日夜間	1,475円				
平日深夜	1,694円								
土日祝日昼夜間	1,530円								
土日祝日深夜	1,748円								
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,166円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,337円			
					平日深夜	1,533円			
					土日祝日昼夜間	1,386円			
					土日祝日深夜	1,582円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	726円
					平日夜間	833円			
					平日深夜	955円			
		土日祝日昼夜間	863円						
		土日祝日深夜	985円						
イ 加算額	(7) (略)	(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに	1,592円					
			1電気通信番号ごとに	1,592円					
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,166円	---		
					平日夜間	1,337円			
					平日深夜	1,533円			
					土日祝日昼夜間	1,386円			
					土日祝日深夜	1,582円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	637円
					平日夜間	731円			
					平日深夜	838円			
		土日祝日昼夜間	757円						
		土日祝日深夜	864円						
イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (4)以外の場合	(4)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,306円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
				平日夜間	1,498円				
平日深夜	1,717円								
土日祝日昼夜間	1,552円								
土日祝日深夜	1,772円								

			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者番号等に	平日昼間 626円 平日夜間 719円 平日深夜 826円 土日祝日昼夜間 746円 土日祝日深夜 853円			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者番号等に	平日昼間 637円 平日夜間 731円 平日深夜 838円 土日祝日昼夜間 757円 土日祝日深夜 864円			
(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号に	平日昼間 2,292円 平日夜間 2,633円 平日深夜 3,024円 土日祝日昼夜間 2,731円 土日祝日深夜 3,122円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号に	平日昼間 2,331円 平日夜間 2,674円 平日深夜 3,065円 土日祝日昼夜間 2,772円 土日祝日深夜 3,163円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号に	平日昼間 1,171円 平日夜間 1,345円 平日深夜 1,545円 土日祝日昼夜間 1,395円 土日祝日深夜 1,595円			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号に	平日昼間 1,191円 平日夜間 1,366円 平日深夜 1,566円 土日祝日昼夜間 1,416円 土日祝日深夜 1,616円			
			イ (略)					イ (略)					
(27) (略)							(27) (略)						
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間 14,193円 平日夜間 16,012円 平日深夜 18,095円 土日祝日昼間 16,535円 土日祝日夜間 16,535円 土日祝日深夜 18,616円			(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間 14,556円 平日夜間 16,381円 平日深夜 18,467円 土日祝日昼間 16,903円 土日祝日夜間 16,903円 土日祝日深夜 18,990円		
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間 11,063円 平日夜間 12,712円 平日深夜 14,599円 土日祝日昼間 13,185円 土日祝日夜間 13,185円 土日祝日深夜 15,071円					イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間 11,254円 平日夜間 12,908円 平日深夜 14,799円 土日祝日昼間 13,381円 土日祝日夜間 13,381円 土日祝日深夜 15,272円		

		ウ 既に設置された当社の光屋内線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているもの）に限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で通試を実施しない場合	1 工事ごとに	1,212円	利用者宅内の光屋内配線の通試は協定業者に実施していただきます。
				② 当社が利用者宅内で通試のみを実施する場合	1 工事ごと	平日 昼間 6,014円 平日 夜間 6,730円 平日 深夜 7,549円 土日 祝日 昼間 6,935円 土日 祝日 夜間 6,935円 土日 祝日 深夜 7,754円	
			(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間 4,974円 平日 夜間 5,533円 平日 深夜 6,174円 土日 祝日 昼間 5,694円 土日 祝日 夜間 5,694円 土日 祝日 深夜 6,334円		
(28) (略)							
(29) 光回線設備取替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含む）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,094円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,346円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,459円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,033円		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,094円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12,516円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,459円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10,644円		
(31) (略)							
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,978円		
(33) (略)							

		ウ 既に設置された当社の光屋内線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているもの）に限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で通試を実施しない場合	1 工事ごとに	1,055円	利用者宅内の光屋内配線の通試は協定業者に実施していただきます。
				② 当社が利用者宅内で通試のみを実施する場合	1 工事ごと	平日 昼間 5,940円 平日 夜間 6,658円 平日 深夜 7,479円 土日 祝日 昼間 6,863円 土日 祝日 夜間 6,863円 土日 祝日 深夜 7,684円	
			(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間 4,901円 平日 夜間 5,463円 平日 深夜 6,105円 土日 祝日 昼間 5,624円 土日 祝日 夜間 5,624円 土日 祝日 深夜 6,266円		
(28) (略)							
(29) 光回線設備取替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含む）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,216円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,490円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,484円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,171円		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,216円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12,732円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,484円		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10,827円		
(31) (略)							
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	9,133円		
(33) (略)							

(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4.613円	—
			平日夜間	5.284円	
			平日深夜	6.052円	
			土日祝日昼間	5.477円	
			土日祝日夜間	5.477円	
			土日祝日深夜	6.245円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1.270円	—
			平日夜間	1.402円	
			平日深夜	1.553円	
			土日祝日昼間	1.440円	
			土日祝日夜間	1.440円	
			土日祝日深夜	1.591円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	(略)	—
			平日深夜	3.542円	
			土日祝日昼間	(略)	
			土日祝日夜間	(略)	
			土日祝日深夜	4.015円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込みの場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3.412円	—
			土日祝日昼間	4.067円	

(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4.708円	—
			平日夜間	5.384円	
			平日深夜	6.156円	
			土日祝日昼間	5.577円	
			土日祝日夜間	5.577円	
			土日祝日深夜	6.349円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1.280円	—
			平日夜間	1.413円	
			平日深夜	1.565円	
			土日祝日昼間	1.451円	
			土日祝日夜間	1.451円	
			土日祝日深夜	1.603円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	(略)	—
			平日深夜	3.541円	
			土日祝日昼間	(略)	
			土日祝日夜間	(略)	
			土日祝日深夜	4.014円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込みの場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3.471円	—
			土日祝日昼間	4.127円	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6.261円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7.194円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8.262円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7.462円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8.529円

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6.369円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7.305円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8.375円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7.573円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8.643円

2 手続費の額
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考	
(1) (略)				
(2) 料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金者となるときに、当社が行う利用者料金回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 1内訳項目ごとに 13.22円 月額 当社が請求する利用者料金額の 0.10% に相当する額	特定中継事業者に適用します。
		イ以外の場合	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 月額 当社が請求する利用者料金額の 3.0% に相当する額	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。
			(7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 1通信ごとに (略) 1内訳項目ごとに 13.74円 月額 当社が請求する利用者料金額の 0.10% に相当する額	
	イ (略)			
	(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	アイ 50音別電話帳に掲載する場合 1発行ごとに1掲載あたり 68円	
職業別電話帳に掲載する場合		イ 職業別電話帳に掲載する場合 1発行ごとに1掲載あたり 196円		
(4) 削除				
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに 232円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごとに (略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 1内訳項目ごとに 13.22円 月額 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の額の 0.10% に相当する額	特定中継事業者に適用します。
		イ以外の場合	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 月額 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の額の 3.0% に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
	イ (略)			

2 手続費の額
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考	
(1) (略)				
(2) 料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金者となるときに、当社が行う利用者料金回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 1内訳項目ごとに 15.77円 月額 当社が請求する利用者料金額の 0.01% に相当する額	特定中継事業者に適用します。
		イ以外の場合	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 月額 当社が請求する利用者料金額の 5.1% に相当する額	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。
			(7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 1通信ごとに (略) 1内訳項目ごとに 16.28円 月額 当社が請求する利用者料金額の 0.01% に相当する額	
	イ (略)			
	(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	アイ 削除	
職業別電話帳に掲載する場合		イ 職業別電話帳に掲載する場合 1発行ごとに1掲載あたり 200円		
(4) 削除				
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに 236円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごとに (略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 1内訳項目ごとに 15.77円 月額 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の額の 0.01% に相当する額	特定中継事業者に適用します。
		イ以外の場合	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 月額 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の額の 5.1% に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
	イ (略)			

(8)	みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日 昼間	8,452円	みなし契約事業者に適用します。			
				土日祝日 昼夜間	10,074円				
				1件ごとに	27,26円				
(9)	料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合に要する費用	ア	協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用1P通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	21,27円		
						(4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	10,95円	
							イ（略）	—	
(10)	立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア（略）	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	11,038円	
						平日夜間	12,683円		
						平日深夜	14,566円		
						土日祝日 昼夜間	13,156円		
						土日祝日 深夜	15,037円		
						ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	12,065円
							平日夜間	13,863円	
							平日深夜	15,921円	
							土日祝日 昼夜間	14,379円	
						エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	平日昼間	8,590円
平日夜間	9,870円								
平日深夜	11,335円								
土日祝日 昼夜間	10,238円								
イ	1回ごとに	平日深夜	11,702円						
	土日祝日 深夜	11,702円							
(11)	端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,046円					
				(12)	端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	657円	
(13)	-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに					714円	
				イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	970円			

(8)	みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日 昼間	8,598円	みなし契約事業者に適用します。			
				土日祝日 昼夜間	10,224円				
				1件ごとに	31,20円				
(9)	料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合に要する費用	ア	協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用1P通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	27,16円		
						(4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	13,26円	
							イ（略）	—	
(10)	立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア（略）	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	11,229円	
						平日夜間	12,879円		
						平日深夜	14,765円		
						土日祝日 昼夜間	13,351円		
						土日祝日 深夜	15,238円		
						ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	12,273円
							平日夜間	14,077円	
							平日深夜	16,139円	
							土日祝日 昼夜間	14,593円	
						エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	平日昼間	8,738円
平日夜間	10,022円								
平日深夜	11,491円								
土日祝日 昼夜間	10,390円								
イ	1回ごとに	平日深夜	11,858円						
	土日祝日 深夜	11,858円							
(11)	端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,064円					
				(12)	端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	669円	
(13)	-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに					726円	
				イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	987円			

(13)	-3 D S L 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限りません。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1 回線ごとに	720円	—			
(14)	優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1 変更ごとに	120円	—			
(15)	光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1 地点ごとの1 調査ごとに	6,361円	—
					② 通信用建物で測定を行う場合	1 地点ごとの1 調査ごとに	733円	—
				(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1 回線ごとの1 調査ごとに	833円	—
				イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1 区間ごとに	1,672円	—	
			ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	535,692円	—	
				(4) 光信号端末回線（光局外スリットを含む）に限りません。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	55,346円	—
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	106,038円	—			
(16)～(18)	(略)	—	—	—	—			
(18)	-2 下部端末回線設置手続費	協定事業者が、下部端末回線を設置する場合に要する費用	1 回線ごとに	—	電話サービス契約款に規定する契約料に相当する額			
(19)～(20)	(略)	—	—	—	—			
(21)	相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限りません。）を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1 件ごとに	8,878円	—		
			イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1 件ごとに	845円	—		

(13)	-3 D S L 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限りません。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1 回線ごとに	732円	—			
(14)	優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1 変更ごとに	105円	—			
(15)	光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1 地点ごとの1 調査ごとに	6,471円	—
					② 通信用建物で測定を行う場合	1 地点ごとの1 調査ごとに	745円	—
				(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1 回線ごとの1 調査ごとに	847円	—
				イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1 区間ごとに	1,701円	—	
			ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	4,050円	—	
				(4) 光信号端末回線（光局外スリットを含む）に限りません。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	424円	—
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	814円	—			
(16)～(18)	(略)	—	—	—	—			
(18)	-2 削除	—	—	—	—			
(19)～(20)	(略)	—	—	—	—			
(21)	相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限りません。）を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1 件ごとに	9,031円	—		
			イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1 件ごとに	860円	—		

(22)	一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,160円	—	
(23)	光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,395円	
				(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,729円	
				イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,805円	
(24)	自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,761円	
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	34,436円	
				(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	23,091円	
				(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,390円	
				イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,953円
					(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,233円
					(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,956円
					(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,718円
				ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,781円
					(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	3,131円
エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用			1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,741円	—	

(22)	一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,197円	—	
(23)	光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,471円	
				(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,948円	
				イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,853円	
(24)	自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	49,602円	
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	35,030円	
				(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	23,489円	
				(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,725円	
				イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,108円
					(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,375円
					(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,974円
					(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,834円
				ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,898円
					(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	3,185円
エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用			1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,840円	—	

(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	27,929円	—		
		イ	第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	27,524円	—		
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,929円	—		
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) 以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 件ごとに	5,842円	—
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 電気通信番号ごとに	313円	—	
				③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータリティを行う場合	1 件ごとに	58円	—	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 件ごとに	58円	—			
イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1 件ごとに	161円	—				

(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	16,892円	—		
		イ	第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	27,653円	—		
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,938円	—		
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) 以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 件ごとに	5,942円	—
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 電気通信番号ごとに	318円	—	
				③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータリティを行う場合	1 件ごとに	62円	—	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 件ごとに	62円	—			
イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1 件ごとに	175円	—				

(27) 同一番号 移転可否 情報調査 費	同一番号移 転可否情報 を提供する 手続きに要 する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号 ごとの1件ごと に	661円	—				
		イ 当社が指定した電気通信回線設 備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号 ごとの1件ごと に	304円	—				
(28) き線点情 報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第 2項の規定により、当社がき線点情報を提供する 場合の調査に要する費用		1 通信用建物ご とに	26,858円	—				
(29) き線点換 算線路長 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第 3項の規定により、き線点換算線路長を調査する 場合に要する費用		1 電柱ごとに	720円	—				
(30) メタリッ ク加入者 線と電柱 に設置す る接続に 必要な装 置等との 接続可否 調査費	第99条の3 (DSL回 線等に係 る情報の 提供) 第4 項の規 定により、 当社がメ タリック 加入者線 とDSLサー ビスを提 供する協 定事業者 が電柱に 設置する DSLサー ビスに係 る接続に 必要な 装置等と の接続可 否に係る 情報の提 供に要す る費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,171円	—				
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	10,518円	—				
(31) 接続工事 等時刻指 定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するた めの手続きに要する費用	1 件ご とに	平日昼 間	8,002円	—				
			平日夜 間	14,482円	—				
			平日深 夜	22,630円	—				
			土日祝 日昼間	9,536円	—				
			土日祝 日夜間	15,021円	—				
			土日祝 日深夜	23,361円	—				
(32) 端末回線 情報提供 手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供す る場合に要する費用	月額		1,634,000円	—				
(33) テープ分 散による 光信号端 末回線の 確認及び テープ分 散可否調 査費	ア 第34条の10 (光信 号端末回線のテー プ分散に係る確認 調査及び接続の申 込み) 第1項に規 定する事項の調査 に要する費用	(7) 光局外スプリッタ を含まないもの同 士の組み合わせに 係るもの	1 区間ごとに	2,298円	—				
		(4) 光局外スプリッタ を含まないものと 光局外スプリッタ を含むものの組み 合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,817円	—				
	イ 第34条の10第2項 に規定する事項の 調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタ を含まないもの同 士の組み合わせに 係るもの	1 区間ごとに	2,022円	左欄と併 せて第23 欄に掲げ る費用を 要しま す。	—			
							(4) 光局外スプリッタ を含まないものと 光局外スプリッタ を含むものの組み 合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,548円
	(27) 同一番号 移転可否 情報調査 費	同一番号移 転可否情報 を提供する 手続きに要 する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号 ごとの1件ごと に	664円	—			
イ 当社が指定した電気通信回線設 備を通じて調査を行う場合			1 電気通信番号 ごとの1件ごと に	319円	—				
(28) き線点情 報調査費		第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第 2項の規定により、当社がき線点情報を提供する 場合の調査に要する費用		1 通信用建物ご とに	26,973円	—			
(29) き線点換 算線路長 調査費		第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第 3項の規定により、き線点換算線路長を調査する 場合に要する費用		1 電柱ごとに	732円	—			
(30) メタリッ ク加入者 線と電柱 に設置す る接続に 必要な装 置等との 接続可否 調査費		第99条の3 (DSL回 線等に係 る情報の 提供) 第4 項の規 定により、 当社がメ タリック 加入者線 とDSLサー ビスを提 供する協 定事業者 が電柱に 設置する DSLサー ビスに係 る接続に 必要な 装置等と の接続可 否に係る 情報の提 供に要す る費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,191円	—			
			イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	10,700円	—			
(31) 接続工事 等時刻指 定手数料		指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するた めの手続きに要する費用	1 件ご とに	平日昼 間	8,140円	—			
	平日夜 間			14,705円	—				
	平日深 夜			22,939円	—				
	土日祝 日昼間			9,678円	—				
	土日祝 日夜間			15,244円	—				
	土日祝 日深夜			23,673円	—				
(32) 端末回線 情報提供 手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供す る場合に要する費用	月額		1,301,000円	—				
(33) テープ分 散による 光信号端 末回線の 確認及び テープ分 散可否調 査費	ア 第34条の10 (光信 号端末回線のテー プ分散に係る確認 調査及び接続の申 込み) 第1項に規 定する事項の調査 に要する費用	(7) 光局外スプリッタ を含まないもの同 士の組み合わせに 係るもの	1 区間ごとに	2,337円	—				
		(4) 光局外スプリッタ を含まないものと 光局外スプリッタ を含むものの組み 合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,866円	—				
	イ 第34条の10第2項 に規定する事項の 調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタ を含まないもの同 士の組み合わせに 係るもの	1 区間ごとに	2,057円	左欄と併 せて第23 欄に掲げ る費用を 要しま す。	—			
							(4) 光局外スプリッタ を含まないものと 光局外スプリッタ を含むものの組み 合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,592円

ウ	第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,022円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,112円	—
	エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,757円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,276円	
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,757円	—	
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,276円	—	
カ (略)					
(34)	申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,046,659円	—
(35)	光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日 昼間	7,513円
				土日 祝日 昼間	8,954円

ウ	第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,057円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,165円	—
	エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,821円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,350円	
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,821円	—	
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,350円	—	
カ (略)					
(34)	申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	918,666円	—
(35)	光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日 昼間	7,643円
				土日 祝日 昼間	9,088円

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

- (略)
(1)～(5) (略)
(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.102

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

- (略)
(1) (略)
ア (略)
①～③ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.308
減価償却率	(略)

イ 電気料

電気料は、次の算出式により算定します。

$$\text{電気料} = (\text{接続に必要な装置等に係る電気料相当} + \text{調整額}) \times (1 + \text{貸倒率})$$
 この場合において、調整額は、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-1(算出式)の算出式を準用して算定するものとし、「当該設備」とあるのは、「接続に必要な装置等に関する電気」と、「設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税を合算したもの」とあるのは、「電気料相当及び調整額を合算したもの」と、「年額料金」とあるのは、「電気料」とそれぞれ読み替えるものとします。また、貸倒率は、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

- (2) (略)
ア～イ (略)
ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.315
	発電設備	0.536
	電源設備及び蓄電池設備	0.906
	空気調整設備	1.502
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.015
自己資本利益率		0.0431

- (3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

- (略)
(1)～(5) (略)
(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.109

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

- (略)
(1) (略)
ア (略)
①～③ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.305
減価償却率	(略)

イ 電気料

電気料は、次の算出式により算定します。

$$\text{電気料} = (\text{接続に必要な装置等に係る電気料相当} + \text{調整額}) \times (1 + \text{貸倒率})$$
 この場合において、電気料は、四半期ごとに接続に必要な装置等に係る電気料相当及び調整額を算出して算定するものとし、調整額は、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-1(算出式)の算出式を準用して算定するものとします。また、「当該設備」とあるのは、「接続に必要な装置等に関する電気」と、「設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税を合算したもの」とあるのは、「電気料相当及び調整額を合算したもの」と、「年額料金」とあるのは、「電気料」とそれぞれ読み替えるものとします。貸倒率は、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

- (2) (略)
ア～イ (略)
ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.312
	発電設備	0.352
	電源設備及び蓄電池設備	0.909
	空気調整設備	1.507
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.013
自己資本利益率		0.0440

- (3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
- 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,139円	38,428円
	札幌南	1,422円	32,715円
	札幌1外	9,932円	52,394円
	新琴似	954円	23,525円
	篠路	600円	42,525円
	札幌東	776円	84,701円
	丘珠	1,003円	20,979円
	東苗穂	51円	28,112円
	札幌白石	1,441円	30,792円
	札幌北郷	480円	13,678円
	札幌豊平	1,460円	24,553円
	札幌月寒	1,911円	22,662円
	清田	543円	47,563円
	真駒内	1,725円	32,596円
	発寒	1,532円	17,518円
	厚別	610円	17,963円
	もみじ台	595円	19,517円
	手稲	701円	13,181円
	函館	338円	51,042円
	函館松陰	756円	31,113円
	函館北	513円	31,186円
	桔梗	114円	11,624円
	函館千歳	568円	25,893円
	小樽2	484円	15,775円
	旭川	274円	19,107円
	旭川東光	318円	15,670円
	春光	334円	13,324円
	東底栖	181円	61,224円
	永山	237円	16,547円
	東旭川	210円	22,625円
	旭川市外	(略)	21,031円
	旭川神楽	248円	21,002円
	室蘭	200円	27,130円
	新室西	159円	57,158円
	釧路	321円	23,918円
	釧路鳥取	238円	16,702円
	釧路南	249円	20,263円
	釧路武佐	172円	14,235円
	愛国	312円	17,873円
	帯広稲田	322円	17,760円
	西帯広	262円	26,393円
	白樺通り	378円	37,070円
	帯広東	274円	27,324円
	北海道北見	261円	10,356円
	岩見沢	178円	24,157円
	網走	170円	13,599円
	留萌	76円	20,603円
	苫小牧	177円	60,880円
	苫小牧東	129円	34,426円
	苫小牧西	235円	16,450円
	勇払	74円	63,183円
	稚内	139円	17,471円
	稚内南	148円	16,614円
	美唄	(略)	26,264円
	戸別	(略)	16,609円
	江別	404円	8,557円
	札幌大麻	204円	22,494円
	紋別	83円	34,987円
	士別	98円	46,933円
	名寄	165円	17,089円
	根室	150円	21,339円
	千歳	304円	40,550円
	泉沢	230円	55,874円
	滝川	129円	37,688円
	砂川	110円	64,035円
	石狩深川	112円	17,370円
	富良野	199円	51,252円
	恵庭	315円	19,060円
	島松	241円	18,330円
	北海道伊達	(略)	17,207円
	石狩広島	291円	12,544円
	輪厚	1,103円	46,571円
	石狩	26円	82,067円
	当別	71円	43,149円
	倶知安	957円	18,535円
	岩内	100円	13,346円
	余市	136円	20,392円
	北海道栗山	129円	30,737円
	門別富川	86円	43,432円
	静内	90円	40,157円
	浦河	137円	17,762円
	木野	328円	23,797円
	士幌	46円	61,030円
	鹿追	39円	66,359円
	新得	92円	47,912円
	大樹	71円	46,856円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
- 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,137円	28,085円
	札幌南	1,534円	30,856円
	札幌1外	9,201円	50,615円
	新琴似	1,016円	22,292円
	篠路	689円	39,516円
	札幌東	995円	83,190円
	丘珠	1,129円	20,570円
	東苗穂	48円	26,257円
	札幌白石	1,597円	30,129円
	札幌北郷	587円	15,038円
	札幌豊平	1,446円	23,462円
	札幌月寒	2,180円	23,423円
	清田	684円	33,323円
	真駒内	1,957円	30,210円
	発寒	1,606円	15,678円
	厚別	975円	18,944円
	もみじ台	653円	20,001円
	手稲	775円	13,543円
	函館	317円	51,301円
	函館松陰	759円	28,025円
	函館北	514円	21,356円
	桔梗	112円	12,288円
	函館千歳	564円	26,039円
	小樽2	424円	15,364円
	旭川	255円	21,094円
	旭川東光	345円	15,861円
	春光	347円	12,455円
	東底栖	177円	60,440円
	永山	252円	17,609円
	東旭川	245円	22,855円
	旭川市外	(略)	20,965円
	旭川神楽	249円	19,159円
	室蘭	202円	25,945円
	新室西	152円	53,319円
	釧路	318円	24,366円
	釧路鳥取	239円	17,182円
	釧路南	250円	18,981円
	釧路武佐	171円	14,917円
	愛国	328円	15,842円
	帯広稲田	333円	16,686円
	西帯広	295円	25,431円
	白樺通り	433円	36,526円
	帯広東	282円	23,651円
	北海道北見	257円	11,137円
	岩見沢	177円	22,749円
	網走	168円	13,361円
	留萌	29円	20,652円
	苫小牧	186円	49,206円
	苫小牧東	130円	31,372円
	苫小牧西	237円	16,941円
	勇払	75円	59,882円
	稚内	142円	16,880円
	稚内南	129円	17,530円
	美唄	(略)	25,143円
	戸別	(略)	15,560円
	江別	515円	9,630円
	札幌大麻	202円	22,434円
	紋別	84円	24,952円
	士別	93円	44,721円
	名寄	161円	19,661円
	根室	152円	20,351円
	千歳	433円	35,073円
	泉沢	221円	54,327円
	滝川	115円	32,885円
	砂川	104円	37,045円
	石狩深川	113円	16,676円
	富良野	200円	47,326円
	恵庭	373円	19,155円
	島松	236円	18,023円
	北海道伊達	(略)	15,865円
	石狩広島	386円	10,414円
	輪厚	1,448円	29,789円
	石狩	21円	71,282円
	当別	76円	41,872円
	倶知安	786円	18,764円
	岩内	94円	13,777円
	余市	125円	19,882円
	北海道栗山	109円	28,522円
	門別富川	74円	40,840円
	静内	85円	38,505円
	浦河	128円	17,194円
	木野	415円	23,636円
	士幌	42円	60,626円
	鹿追	42円	65,649円
	新得	94円	45,623円
	大樹	69円	44,226円

本別	196円	16,146円
足寄	107円	9,703円
銅路白糖	117円	26,796円
中標津	112円	29,173円
根室標津	55円	22,330円
札幌石山	532円	15,444円
川沿	691円	15,400円
東相の内	151円	49,816円
遠軽	173円	11,787円
幕別	105円	26,004円
南幌	94円	15,916円
簾舞	111円	16,536円
虻田	115円	11,841円
錦岡	303円	30,541円
美幌	155円	39,839円
岩見沢横向	16円	14,411円
湯の川	351円	21,044円
神楽岡	316円	11,840円
本輪西	264円	9,334円
白鳥台	179円	26,962円
七重浜	381円	14,713円
上磯	290円	37,561円
函館大野	240円	25,638円
森	145円	29,681円
北海道八雲	209円	18,140円
苫小牧萩野	75円	12,072円
知内	294円	24,638円
長万部	95円	11,063円
旭川東川	307円	29,841円
音更	211円	86,766円
蘭越	147円	15,380円
鹿栖	143円	35,116円
桜ヶ岡	(略)	15,303円
木古内	156円	75,003円
今金	141円	33,193円
白老	124円	11,041円
赤平	67円	32,463円
東神楽	93円	14,540円
美瑛	148円	35,308円
奈井江	69円	16,108円
上富良野	116円	17,264円
十勝池田	112円	21,247円
大森毛	95円	23,547円
浦幌	69円	56,143円
西の里	1,195円	18,583円
石狩高岡	4円	13,981円
江差	179円	20,499円
旭岡	117円	15,260円
銭亀	55円	44,430円
羽幌	75円	58,571円
厚岸	98円	19,484円
北海道松前	549円	17,424円
鶴川	100円	58,734円
十勝清水	(略)	38,936円
歌志内	28円	79,651円
花咲	201円	12,213円
松前福島	(略)	9,217円
上の国	193円	41,793円
北檜山	143円	33,064円
古平	(略)	44,782円
上砂川	57円	16,245円
上川	32円	10,730円
中富良野	(略)	20,782円
増毛	74円	28,646円
早来	76円	20,507円
新冠	264円	22,786円
庶路	71円	68,210円
稀府	123円	17,860円
茂辺地	(略)	20,421円
上士幌	165円	20,735円
定山溪	117円	211,724円
ニセコ	200円	20,390円
音別	100円	17,561円
空知太	112円	16,560円
喜茂別	120円	49,288円
京極	211円	26,606円
比布	154円	32,581円
伊達豊浦	306円	13,554円
絵鞆	102円	16,529円
登別	184円	49,909円
遠矢	(略)	9,701円
女満別	193円	16,659円
龍石	148円	8,872円
瀬棚	149円	21,795円
中湧別	102円	14,973円
興部	38円	16,528円
えりも	267円	52,092円
西神楽	108円	14,688円
山部	91円	23,496円
大沼	184円	31,095円
江差乙部	244円	17,578円
久遠	96円	30,542円

本別	178円	15,976円
足寄	112円	11,026円
銅路白糖	115円	24,379円
中標津	122円	29,082円
根室標津	52円	22,266円
札幌石山	524円	13,154円
川沿	742円	15,960円
東相の内	157円	44,037円
遠軽	179円	12,333円
幕別	102円	26,284円
南幌	89円	17,341円
簾舞	99円	16,968円
虻田	105円	11,975円
錦岡	300円	30,178円
美幌	153円	39,154円
岩見沢横向	13円	16,491円
湯の川	347円	20,967円
神楽岡	311円	12,725円
本輪西	260円	10,222円
白鳥台	172円	26,831円
七重浜	372円	15,070円
上磯	288円	35,536円
函館大野	225円	25,120円
森	134円	28,070円
北海道八雲	204円	18,559円
苫小牧萩野	72円	12,279円
知内	290円	23,501円
長万部	91円	12,445円
旭川東川	302円	30,339円
音更	223円	83,510円
蘭越	64円	17,302円
鹿栖	140円	34,343円
桜ヶ岡	(略)	15,054円
木古内	132円	73,132円
今金	143円	30,724円
白老	106円	12,398円
赤平	62円	22,050円
東神楽	92円	16,292円
美瑛	146円	33,348円
奈井江	73円	15,970円
上富良野	109円	18,314円
十勝池田	106円	17,901円
大森毛	93円	21,115円
浦幌	66円	52,855円
西の里	1,636円	15,003円
石狩高岡	8円	16,151円
江差	176円	20,406円
旭岡	112円	16,779円
銭亀	50円	43,212円
羽幌	74円	57,482円
厚岸	100円	18,466円
北海道松前	501円	16,983円
鶴川	91円	52,685円
十勝清水	(略)	33,314円
歌志内	24円	73,838円
花咲	281円	12,524円
松前福島	(略)	10,340円
上の国	180円	40,324円
北檜山	142円	33,069円
古平	(略)	42,923円
上砂川	50円	18,661円
上川	34円	11,372円
中富良野	(略)	22,232円
増毛	77円	25,127円
早来	78円	18,572円
新冠	253円	28,072円
庶路	62円	67,478円
稀府	116円	19,317円
茂辺地	(略)	21,977円
上士幌	149円	17,010円
定山溪	145円	194,294円
ニセコ	329円	21,928円
音別	95円	19,783円
空知太	108円	24,918円
喜茂別	107円	48,054円
京極	190円	28,237円
比布	143円	32,654円
伊達豊浦	255円	13,676円
絵鞆	99円	17,644円
登別	183円	49,533円
遠矢	(略)	11,410円
女満別	191円	16,613円
龍石	133円	8,868円
瀬棚	142円	23,166円
中湧別	97円	11,748円
興部	39円	18,349円
えりも	250円	32,360円
西神楽	101円	16,821円
山部	84円	24,750円
大沼	175円	31,056円
江差乙部	228円	17,737円
久遠	87円	30,587円

仁木	286円	24,796円
妹背牛	156円	50,668円
深川沼田	183円	25,447円
幾寅	63円	25,838円
遠別	148円	30,398円
津別	166円	10,504円
小清水	166円	62,258円
訓子府	171円	15,957円
佐呂間	147円	22,873円
常呂	172円	12,720円
滝上	56円	11,826円
雄武	54円	21,851円
早来追分	204円	16,300円
平取	85円	17,255円
厚賀	144円	20,647円
あいの里	206円	101,996円
弟子屈	89円	60,254円
茶志内	20円	46,770円
日高町	82円	25,624円
稚内豊富	230円	20,802円
留辺蕊	92円	14,444円
朝里	414円	20,909円
銭函	221円	20,951円
オタモイ	116円	11,379円
岩見沢三笠	48円	27,130円
江部乙	25円	58,387円
音江	31円	14,497円
簗別	242円	24,987円
登別東	110円	26,065円
七飯	297円	24,908円
南茅部	153円	9,442円
由仁	122円	23,032円
粟山長沼	124円	14,865円
新十津川	109円	18,806円
当麻	218円	21,734円
美深	27円	14,700円
北見枝幸	182円	20,788円
端野	389円	22,318円
虎杖浜	(略)	20,651円
芽室	219円	43,073円
礼内	252円	11,390円
阿寒	151円	16,372円
岩内前田	136円	75,291円
卯原内	36円	157,322円
生田原	54円	43,184円
登別温泉	119円	14,527円
夕張	21円	66,626円
花咲	29円	63,170円
有珠	65円	20,917円
栗沢	90円	18,234円
風連	73円	19,134円
広尾	68円	11,372円
森多布	144円	23,543円
蘭島	68円	21,520円
月形	88円	74,743円
斜里	122円	26,322円
別海	218円	20,480円
和寒	143円	37,877円
香深	159円	32,035円
船泊	79円	50,130円
清水沢	(略)	22,980円
浜頓別	54円	11,463円
更別	210円	64,495円
砂原	206円	27,375円
寿都	249円	17,407円
天塩	181円	21,386円
斜里清里	116円	21,265円
陸別	98円	25,817円
松森	522円	26,289円
沖館	553円	36,658円
青森荒川	402円	12,881円
野内	272円	28,361円
青森新城	120円	30,547円
四ツ石	200円	49,666円
東野内	139円	19,972円
弘前	324円	21,268円
弘前南	507円	25,182円
弘前城東	193円	15,236円
青森八戸	772円	25,154円
八戸高館	562円	14,384円
八戸港	256円	15,197円
是川	239円	11,507円
新尻内	327円	22,630円
八戸NW3棟	525円	25,818円
黒石	215円	23,386円
五所川原	264円	23,493円
十和田	202円	27,968円
八戸三沢	378円	22,516円
むつ	120円	19,990円
青森大湊	34円	30,232円
青森小湊	(略)	20,842円
蟹田	75円	19,823円

青森県

仁木	265円	23,859円
妹背牛	140円	48,433円
深川沼田	166円	26,745円
幾寅	60円	26,721円
遠別	133円	29,770円
津別	155円	11,910円
小清水	163円	62,007円
訓子府	162円	16,271円
佐呂間	141円	24,645円
常呂	96円	12,696円
滝上	51円	11,533円
雄武	50円	22,863円
早来追分	85円	13,633円
平取	83円	15,308円
厚賀	139円	21,010円
あいの里	248円	94,256円
弟子屈	93円	59,712円
茶志内	21円	47,841円
日高町	80円	26,375円
稚内豊富	216円	21,319円
留辺蕊	85円	11,018円
朝里	449円	21,548円
銭函	204円	20,705円
オタモイ	107円	12,575円
岩見沢三笠	47円	25,414円
江部乙	28円	55,133円
音江	32円	16,274円
簗別	238円	24,760円
登別東	106円	25,453円
七飯	291円	24,103円
南茅部	140円	9,177円
由仁	103円	22,822円
粟山長沼	112円	15,139円
新十津川	90円	19,406円
当麻	205円	21,800円
美深	25円	12,971円
北見枝幸	178円	17,525円
端野	409円	21,657円
虎杖浜	(略)	21,228円
芽室	214円	40,347円
礼内	245円	12,628円
阿寒	145円	18,141円
岩内前田	115円	74,582円
卯原内	37円	155,183円
生田原	53円	45,041円
登別温泉	114円	15,067円
夕張	27円	36,041円
花咲	28円	61,861円
有珠	59円	20,658円
栗沢	85円	18,605円
風連	71円	19,519円
広尾	65円	11,150円
森多布	140円	25,215円
蘭島	66円	23,240円
月形	38円	71,498円
斜里	121円	24,687円
別海	235円	22,157円
和寒	123円	35,993円
香深	134円	32,677円
船泊	73円	50,241円
清水沢	(略)	23,763円
浜頓別	47円	11,169円
更別	189円	64,958円
砂原	207円	26,509円
寿都	239円	16,957円
天塩	166円	20,777円
斜里清里	108円	20,747円
陸別	91円	24,992円
頸城	6円	15,077円
歯舞	42円	30,125円
陸奥	41円	43,948円
奥尻	179円	33,665円
黒松内	78円	27,513円
昆布	13円	40,367円
剣淵	87円	30,537円
美深中川	82円	35,580円
標茶	89円	18,377円
川湯	61円	22,528円
羅臼	215円	27,936円
松森	515円	25,397円
沖館	544円	26,577円
青森荒川	389円	12,394円
野内	287円	26,933円
青森新城	118円	29,433円
四ツ石	199円	36,980円
東野内	140円	20,854円
弘前	323円	18,094円
弘前南	475円	24,643円
弘前城東	171円	16,068円
青森八戸	775円	25,359円
八戸高館	563円	13,738円
八戸港	250円	14,802円

青森県

鯉ヶ沢	168円	21,996円
浪岡	100円	11,052円
野辺地	117円	19,378円
七戸	104円	57,809円
六ヶ所	96円	51,212円
三戸	178円	19,578円
八戸階上	117円	14,187円
八戸大館	(略)	28,679円
百石	199円	18,701円
八戸下田	115円	18,234円
青森大畑	100円	41,978円
木造	115円	11,021円
大浦	164円	31,767円
弘前藤崎	130円	14,727円
大鱈	132円	15,963円
板柳	133円	16,962円
金木	298円	10,464円
六戸	125円	38,194円
上北	112円	22,299円
五戸	91円	11,798円
今別	118円	40,150円
陸奥常盤	199円	26,407円
上市川	27円	19,749円
陸奥横浜	132円	17,111円
深浦	195円	20,692円
弘前森田	67円	18,849円
田舎館	60円	34,777円
乙供	80円	38,457円
天間林	45円	16,900円
田子	300円	16,052円
福地	261円	16,351円
北金ヶ沢	189円	15,951円
弘前新和	57円	79,656円
高杉	(略)	39,205円
奥内	89円	9,303円
新平賀	249円	64,549円
八戸南郷	231円	16,366円
長橋	47円	34,724円
四和	37円	23,150円
陸奥蓬田	108円	33,315円
弘前柏	192円	16,013円
車力	(略)	37,149円
小阿弥	37円	18,232円
弘前中里	127円	20,756円
市浦	85円	14,767円
青森白糠	134円	39,641円
上名久井	222円	19,570円
諏訪平	308円	17,859円
倉石	77円	19,644円
青森新郷	95円	17,148円
尾上	206円	21,933円
小泊	249円	33,801円
青森大間	168円	23,130円
近川駅前	43円	18,480円
千歳平	(略)	12,953円
弘前石川	270円	11,801円
弘前鶴田	137円	16,207円
弘前梅沢	37円	36,978円
稲垣	85円	35,914円
名川	193円	19,210円
青森	405円	48,151円
浅虫	210円	31,458円
温湯	(略)	17,844円
浜三沢	70円	12,465円
織笠	50円	19,562円
国吉	133円	16,530円
弘前相馬	216円	37,214円
目屋	57円	77,006円
陸奥川内	222円	56,211円
佐井	106円	17,698円
石持	65円	21,436円
三厩	91円	20,619円
盛岡2	848円	33,612円
盛岡仙北	828円	19,374円
盛岡上田	498円	25,475円
青山第二	460円	30,942円
盛岡飯岡	700円	19,769円
宮古2	397円	34,550円
大船渡	231円	51,622円
岩手水沢	220円	19,445円
花巻	236円	20,891円

岩手県

晃川	233円	11,535円
新尻内	320円	23,270円
八戸NW3棟	530円	25,627円
黒石	216円	20,799円
五所川原	261円	23,631円
十和田	206円	22,758円
八戸三沢	370円	22,444円
むつ	103円	20,057円
青森大湊	33円	17,925円
青森小湊	(略)	21,563円
蟹田	74円	19,863円
鯉ヶ沢	169円	21,474円
浪岡	104円	10,706円
野辺地	118円	18,542円
七戸	99円	55,080円
六ヶ所	93円	49,266円
三戸	167円	18,401円
八戸階上	96円	14,907円
八戸大館	(略)	28,657円
百石	198円	18,834円
八戸下田	110円	19,029円
青森大畑	98円	40,164円
木造	117円	10,690円
大浦	169円	31,310円
弘前藤崎	124円	15,379円
大鱈	131円	15,844円
板柳	129円	16,599円
金木	272円	10,478円
六戸	127円	35,785円
上北	102円	22,660円
五戸	87円	11,407円
今別	167円	37,899円
陸奥常盤	190円	26,480円
上市川	28円	19,591円
陸奥横浜	129円	22,179円
深浦	188円	21,945円
弘前森田	62円	18,820円
田舎館	57円	33,472円
乙供	75円	38,258円
天間林	43円	18,950円
田子	292円	17,327円
福地	247円	16,618円
北金ヶ沢	187円	17,834円
弘前新和	53円	44,707円
高杉	(略)	38,413円
奥内	84円	9,912円
新平賀	246円	61,386円
八戸南郷	224円	16,370円
長橋	46円	34,031円
四和	36円	24,235円
陸奥蓬田	105円	33,575円
弘前柏	181円	17,867円
車力	(略)	37,151円
小阿弥	38円	19,733円
弘前中里	116円	20,396円
市浦	76円	16,394円
青森白糠	121円	39,236円
上名久井	208円	19,309円
諏訪平	303円	17,933円
倉石	70円	19,479円
青森新郷	87円	17,056円
尾上	203円	22,032円
小泊	223円	33,809円
青森大間	143円	22,372円
近川駅前	41円	18,381円
千歳平	(略)	14,375円
弘前石川	268円	12,624円
弘前鶴田	130円	16,201円
弘前梅沢	36円	36,052円
稲垣	86円	36,492円
名川	183円	19,276円
青森	397円	41,026円
浅虫	198円	30,477円
温湯	(略)	17,582円
浜三沢	71円	12,390円
織笠	53円	19,335円
国吉	128円	18,045円
弘前相馬	252円	36,612円
目屋	54円	46,449円
陸奥川内	215円	36,850円
佐井	103円	17,839円

新宮野目	341円	23,875円
北上	240円	23,603円
相去	297円	22,988円
久慈	260円	30,413円
遠野	199円	31,181円
一関	273円	20,152円
陸前高田	375円	139,898円
釜石	304円	36,137円
釜石上中島	528円	31,063円
江刺	(略)	18,186円
二戸	195円	36,570円
新西根	(略)	55,764円
千蔵	256円	27,184円
宮古大野	233円	38,204円
盛岡太田	243円	13,260円
滝沢	259円	18,832円
藤根	178円	10,266円
赤荻	683円	30,233円
紫波	381円	29,180円
矢巾	763円	29,162円
広瀬	54円	13,045円
盛岡乙部	219円	21,507円
江釣子	164円	20,776円
零石	174円	20,524円
岩手	214円	12,563円
石鳥谷	181円	20,470円
水沢西根	236円	12,033円
新平泉	261円	60,695円
岩泉	(略)	16,012円
小鳥谷	243円	39,039円
摺沢	297円	17,830円
岩手川崎	90円	29,216円
水沢東山	145円	52,866円
津軽石	186円	85,618円
萩荘	357円	15,256円
花巻温泉	185円	14,302円
鶴住居	209円	176,308円
種市	395円	26,025円
釜石広田	228円	38,670円
金田一	238円	24,523円
洪民	221円	24,815円
好摩	434円	36,342円
水沢小山	156円	32,501円
胆沢	138円	22,228円
軽米	515円	31,418円
豊間根	504円	42,208円
住田	288円	18,209円
細浦	204円	67,661円
田老	686円	129,614円
岩手上郷	236円	9,906円
釜石平田	323円	19,861円
六原	71円	69,618円
三陸	443円	137,477円
綾里	191円	43,840円
宮古小川	105円	16,526円
菅代	344円	85,904円
宮古八木	242円	12,226円
湯口	103円	31,259円
和賀	146円	35,955円
滝沢駅前	219円	26,667円
大槌	92円	114,865円
一戸	161円	40,167円
伊手	63円	26,691円
上平沢	153円	17,514円
盛岡東和	107円	30,748円
九戸	205円	11,885円
唐丹	389円	43,365円
小本	117円	41,761円
姉体	164円	15,373円
二子	(略)	27,227円
水沢飯豊	94円	30,574円
盛岡西山	59円	32,649円
葛巻	224円	77,377円
平館	134円	27,985円
東八幡平	164円	14,721円
大迫	253円	24,106円
金ヶ崎	215円	27,751円
前沢	301円	31,946円
衣川	183円	16,787円
花泉	484円	25,045円
宮守	359円	41,691円
安代	257円	33,922円
田山	127円	16,356円
湯田	99円	97,813円
室根	98円	73,492円
宮古新里	180円	21,102円
浄法寺	298円	18,546円
岩手大東	210円	51,890円
水沢藤沢	291円	18,104円

石持	62円	22,475円
三蔵	87円	20,010円
陸奥平館	63円	44,906円
弘前岩崎	117円	37,224円
盛岡2	831円	30,221円
盛岡仙北	209円	19,091円
盛岡上田	501円	23,530円
青山第二	467円	28,560円
盛岡飯岡	741円	17,890円
宮古2	385円	33,996円
大船渡	254円	47,658円
岩手水沢	227円	19,948円
花巻	222円	21,274円
新宮野目	338円	23,884円
北上	244円	19,503円
相去	317円	23,148円
久慈	251円	24,776円
遠野	196円	30,035円
一関	272円	19,354円
陸前高田	584円	129,295円
釜石	252円	34,306円
釜石上中島	663円	29,235円
江刺	(略)	19,159円
二戸	191円	25,043円
新西根	(略)	54,619円
千蔵	240円	25,436円
宮古大野	211円	35,692円
盛岡太田	250円	14,222円
滝沢	237円	19,836円
藤根	166円	10,731円
赤荻	654円	27,510円
紫波	380円	28,750円
矢巾	799円	27,654円
広瀬	57円	13,412円
盛岡乙部	222円	20,441円
江釣子	161円	21,334円
零石	171円	20,432円
岩手	210円	13,030円
石鳥谷	156円	18,511円
水沢西根	244円	13,177円
新平泉	255円	59,874円
岩泉	(略)	16,451円
小鳥谷	226円	36,802円
摺沢	286円	17,681円
岩手川崎	93円	29,124円
水沢東山	141円	49,647円
津軽石	185円	80,620円
萩荘	338円	15,045円
花巻温泉	179円	14,217円
鶴住居	212円	161,961円
種市	353円	25,206円
釜石広田	213円	36,702円
金田一	218円	23,412円
洪民	224円	24,214円
好摩	399円	34,765円
水沢小山	149円	31,072円
胆沢	136円	21,436円
軽米	559円	29,800円
豊間根	478円	39,768円
住田	272円	17,571円
細浦	199円	63,350円
田老	301円	119,830円
岩手上郷	225円	9,976円
釜石平田	317円	20,605円
六原	74円	39,738円
三陸	238円	127,088円
綾里	180円	40,945円
宮古小川	99円	18,266円
菅代	331円	51,902円
宮古八木	232円	12,231円
湯口	102円	31,253円
和賀	147円	35,028円
滝沢駅前	211円	26,325円
大槌	80円	105,584円
一戸	141円	30,826円
伊手	58円	27,639円
上平沢	142円	17,661円
盛岡東和	105円	28,945円
九戸	197円	11,993円
唐丹	405円	41,727円
小本	108円	39,311円
姉体	162円	16,142円
二子	(略)	27,558円
水沢飯豊	95円	30,881円
盛岡西山	54円	33,401円
葛巻	215円	71,851円
平館	128円	27,540円
東八幡平	155円	16,143円
大迫	236円	22,958円

	田野畑	197円	39,882円
	宮古川井	92円	23,395円
	甲子	91円	26,334円
	野田	144円	176,244円
宮城県	仙台青葉通	6,950円	55,385円
	仙台長町	1,145円	24,072円
	台原	582円	34,643円
	愛子	834円	40,893円
	岩切	498円	109,963円
	仙台高砂	1,305円	31,194円
	鶴ヶ谷	550円	66,447円
	苦竹料金	417円	32,727円
	樋ヶ岡	942円	40,396円
	南小泉	1,654円	7,599円
	荒井	1,125円	41,247円
	仙台中田	680円	13,410円
	西多賀	524円	17,612円
	仙台泉	1,008円	27,899円
	野村	511円	29,236円
	泉ヶ岳	77円	34,846円
	門脇	216円	27,885円
	塩釜	238円	19,790円
	古川	361円	23,483円
	気仙沼	107円	17,366円
	仙南白石	130円	37,556円
	名取	702円	25,540円
	岩沼桜	701円	44,324円
	仙南	216円	36,123円
	村田	214円	28,770円
	仙南船岡	399円	44,735円
	利府	894円	41,222円
	富谷	405円	33,422円
	明石交換所	208円	55,477円
	築館源光	(略)	15,384円
	追	133円	44,389円
	宮城河北	179円	25,425円
	矢本	586円	31,718円
	八木山	2,828円	17,406円
	多賀城	780円	37,981円
	仙台松島	154円	15,895円
	七ヶ浜	327円	106,637円
	栗駒	137円	8,648円
	折立	387円	22,370円
	三本木	220円	39,233円
	仙台中山	1,178円	28,975円
	大衡	155円	17,413円
	中新田	239円	26,260円
	亘理	401円	31,977円
	石越	130円	12,208円
	歌津	203円	174,513円
	角田	154円	57,630円
	鹿島台	227円	13,888円
	生田	194円	19,151円
	仙台今泉	574円	21,229円
	仙南槻木	444円	23,813円
	第2高館	249円	63,929円
	古川中田	277円	16,422円
	古川南郷	181円	23,312円
	若柳	132円	33,905円
	湊波	508円	210,651円
	西古川	180円	41,140円
	石巻階上	308円	19,251円
	岡上	310円	243,856円
	丸森	163円	34,629円
	坂元	159円	20,120円
	山下	172円	15,819円
	大郷	119円	9,673円
	古川小野田	(略)	35,393円
	古川松山	345円	52,718円
	岩出山	169円	13,059円
	満谷	207円	24,144円
	箕岳	118円	41,317円
	田尻	416円	9,062円
	小牛田	143円	14,269円
	北浦駅前	111円	54,655円
	寺崎	220円	10,538円
	女川	86円	132,418円
	志津川	116円	125,550円
	本吉	461円	17,230円
	唐桑	552円	144,094円
	荒谷	164円	44,769円
	芋沢	88円	27,534円
	円田	100円	27,782円
	色麻	142円	59,473円
	古川鳴子	163円	23,604円
	一迫	285円	40,644円
	登米	187円	40,895円
	古川南方	231円	50,283円
	広瀬	265円	12,770円

	金ヶ崎	219円	26,545円
	前沢	296円	30,820円
	衣川	170円	16,615円
	花泉	461円	24,138円
	宮守	340円	38,942円
	安代	243円	34,125円
	田山	115円	18,188円
	湯田	96円	56,056円
	釜根	97円	44,511円
	宮古新里	160円	20,927円
	浄法寺	280円	19,669円
	岩手大東	201円	48,750円
	水沢藤沢	252円	17,378円
	田野畑	183円	37,522円
	宮古川井	91円	24,173円
	甲子	90円	25,560円
	野田	121円	169,246円
	盛岡谷内	98円	19,436円
	沢内	99円	50,989円
宮城県	仙台青葉通	6,852円	52,089円
	仙台長町	1,956円	24,833円
	台原	1,031円	31,743円
	愛子	767円	38,411円
	岩切	497円	101,782円
	仙台高砂	1,338円	29,297円
	鶴ヶ谷	713円	61,139円
	苦竹料金	1,467円	28,524円
	樋ヶ岡	916円	38,645円
	南小泉	1,668円	8,274円
	荒井	1,566円	42,797円
	仙台中田	961円	13,493円
	西多賀	644円	16,231円
	仙台泉	1,040円	27,043円
	野村	576円	27,010円
	泉ヶ岳	92円	34,831円
	門脇	262円	27,472円
	塩釜	234円	19,068円
	古川	356円	22,397円
	気仙沼	91円	17,507円
	仙南白石	136円	36,674円
	名取	754円	24,832円
	岩沼桜	721円	43,500円
	仙南	237円	34,749円
	村田	206円	27,435円
	仙南船岡	398円	44,445円
	利府	1,001円	39,120円
	富谷	446円	31,701円
	明石交換所	231円	52,433円
	築館源光	(略)	16,255円
	追	130円	41,451円
	宮城河北	165円	24,092円
	矢本	616円	32,302円
	八木山	2,952円	18,392円
	多賀城	845円	32,395円
	仙台松島	148円	15,341円
	七ヶ浜	329円	98,083円
	栗駒	135円	9,104円
	折立	390円	21,698円
	三本木	218円	39,823円
	仙台中山	1,649円	21,801円
	大衡	149円	17,980円
	中新田	231円	24,908円
	亘理	404円	31,127円
	石越	119円	12,563円
	歌津	218円	160,944円
	角田	158円	54,178円
	鹿島台	216円	13,733円
	生田	211円	19,032円
	仙台今泉	617円	20,737円
	仙南槻木	443円	22,805円
	第2高館	318円	59,510円
	古川中田	301円	16,424円
	古川南郷	174円	23,699円
	若柳	133円	32,169円
	湊波	485円	118,380円
	西古川	176円	39,654円
	石巻階上	296円	18,890円
	岡上	513円	222,868円
	丸森	166円	72,957円
	坂元	164円	20,229円
	山下	182円	16,402円
	大郷	112円	10,263円
	古川小野田	(略)	33,773円
	古川松山	357円	49,915円
	岩出山	157円	12,928円
	満谷	199円	23,963円
	箕岳	119円	39,617円
	田尻	396円	9,246円
	小牛田	149円	15,151円

	野藤	363円	208,317円
	遠刈田	127円	11,788円
	高清水	383円	9,035円
	金成	118円	23,284円
	仙南北郷	114円	23,327円
	古川宮崎	177円	42,058円
	瀬峰	321円	38,966円
	鶯沢	56円	43,709円
	米谷	95円	39,636円
	宮城河南	377円	17,920円
	鳴瀬	171円	26,165円
	作並	149円	36,989円
	仙南川崎	141円	19,729円
	仙南大内	125円	23,189円
	牡鹿	290円	130,903円
	石巻津山	93円	56,857円
	古川新田	138円	15,938円
	古川米山	184円	10,896円
	石巻雄勝	202円	138,942円
	石巻大島	245円	14,265円
	宮城北上	172円	157,449円
秋田県	新棟秋田	304円	29,073円
	秋田大町	245円	24,195円
	土崎	(略)	25,982円
	秋田仁井田	328円	22,485円
	能代	102円	20,614円
	東能代	140円	20,644円
	横手	162円	23,125円
	秋田大館	132円	16,369円
	十二所	46円	15,582円
	秋田本荘	188円	38,384円
	男鹿	84円	14,727円
	秋田湯沢	156円	20,620円
	大曲	108円	24,748円
	鹿角	129円	14,674円
	大館鹿巢	106円	21,378円
	五城目	121円	25,708円
	秋田追分	201円	23,588円
	天王	235円	82,530円
	秋田大湯	336円	30,782円
	仁賀保	118円	14,378円
	象潟	237円	10,438円
	横手神岡	(略)	19,142円
	角館	(略)	40,401円
	西馬音内	266円	10,739円
	東成瀬	82円	70,650円
	外旭川	202円	12,602円
	釈迦内	69円	15,515円
	太平	80円	17,219円
	下浜	63円	19,308円
	角間川	95円	25,369円
	内小友	68円	29,980円
	比内	178円	39,353円
	合川	26円	31,048円
	八郎潟	175円	63,980円
	横手六郷	118円	11,601円
	森岳	230円	16,536円
	由利	104円	15,714円
	福川	243円	78,064円
	横手雄勝	276円	18,937円
	八竜	140円	15,857円
	琴丘	109円	10,520円
	刈和野	112円	23,676円
	中仙	153円	19,497円
	小坂	135円	12,676円
	東由利	130円	13,713円
	秋田太田	156円	20,866円
	千畑	122円	19,120円
	秋田井川	239円	23,837円
	飯田川	136円	17,121円
	若美	110円	16,619円
	二ツ井	161円	15,016円
	花岡	64円	16,379円
	雄和	147円	39,599円
	上小阿仁	127円	20,015円
	八森	109円	28,607円
	沢目	83円	25,001円
	田沢湖	129円	20,389円
	米内沢	(略)	13,275円
	秋田船越	129円	16,470円
	秋田河辺	206円	11,523円
	矢島	(略)	43,047円
	秋田北浦	19円	76,407円
	金浦	202円	18,976円
	八幡平	80円	22,838円
	阿仁	106円	14,281円
	横手神代	196円	26,368円
	秋田藤本	46円	22,776円
	由利院内	202円	22,202円

	北浦駅前	108円	51,392円
	寺崎	200円	10,308円
	女川	99円	121,825円
	志津川	112円	115,646円
	本吉	430円	17,244円
	唐桑	494円	132,980円
	荒谷	165円	42,341円
	芋沢	96円	29,090円
	円田	102円	27,851円
	色麻	128円	56,676円
	古川鳴子	144円	22,828円
	一迫	260円	38,447円
	登米	184円	48,367円
	古川南方	221円	48,629円
	広瀬	229円	13,205円
	野藤	360円	191,166円
	遠刈田	119円	12,148円
	高清水	334円	9,695円
	金成	117円	23,287円
	仙南北郷	106円	23,156円
	古川宮崎	164円	39,799円
	瀬峰	285円	36,828円
	鶯沢	57円	41,766円
	米谷	91円	38,983円
	宮城河南	352円	18,223円
	鳴瀬	172円	26,225円
	作並	150円	35,992円
	仙南川崎	142円	19,613円
	仙南大内	120円	22,761円
	牡鹿	137円	120,523円
	石巻津山	89円	53,925円
	古川新田	129円	16,241円
	古川米山	178円	11,315円
	石巻雄勝	112円	127,663円
	石巻大島	246円	14,617円
	宮城北上	129円	151,195円
秋田県	新棟秋田	300円	29,718円
	秋田大町	251円	24,359円
	土崎	(略)	24,759円
	秋田仁井田	341円	22,878円
	能代	94円	17,418円
	東能代	133円	19,955円
	横手	161円	23,351円
	秋田大館	131円	16,200円
	十二所	45円	15,244円
	秋田本荘	187円	29,786円
	男鹿	80円	14,300円
	秋田湯沢	152円	19,605円
	大曲	103円	25,631円
	鹿角	127円	14,379円
	大館鹿巢	105円	17,871円
	五城目	126円	25,558円
	秋田追分	191円	22,607円
	天王	219円	79,407円
	秋田大湯	338円	30,968円
	仁賀保	117円	14,776円
	象潟	226円	10,956円
	横手神岡	(略)	18,667円
	角館	(略)	30,346円
	西馬音内	248円	11,495円
	東成瀬	72円	44,661円
	外旭川	194円	13,462円
	釈迦内	62円	15,890円
	太平	73円	18,552円
	下浜	55円	18,982円
	角間川	89円	26,638円
	内小友	57円	30,231円
	比内	176円	25,667円
	合川	24円	29,768円
	八郎潟	159円	38,423円
	横手六郷	108円	12,199円
	森岳	201円	17,963円
	由利	88円	16,200円
	福川	228円	44,808円
	横手雄勝	245円	18,870円
	八竜	120円	15,444円
	琴丘	101円	10,455円
	刈和野	109円	23,731円
	中仙	136円	18,759円
	小坂	125円	13,476円
	東由利	122円	13,966円
	秋田太田	135円	21,241円
	千畑	114円	19,059円
	秋田井川	220円	23,207円
	飯田川	116円	13,127円
	若美	105円	16,343円
	二ツ井	141円	15,899円
	花岡	60円	16,050円
	雄和	133円	38,006円

	平鹿	95円	10,235円
	雄物川	177円	13,963円
	西目	325円	17,255円
	増田	(略)	22,479円
	横手大森	197円	30,190円
	秋田大内	225円	19,984円
	秋田鳥海	78円	13,043円
	西明寺	146円	18,203円
	横手山内	176円	21,158円
	須川	48円	32,778円
	横手十文字	188円	9,031円
	横手金沢	124円	14,363円
	大館大湯	79円	21,762円
	十和田南	130円	14,105円
	早口	156円	14,547円
	秋田道川	150円	21,216円
	秋田協和	155円	32,644円
	横手仙北	136円	12,867円
	後三年	112円	21,422円
	五里合	57円	19,751円
	藤里	132円	32,878円
	大雄	178円	13,867円
	外小友	110円	18,352円
山形県	山形	381円	39,373円
	山形金井	461円	25,447円
	山形十文字	252円	11,319円
	今塚	1,074円	60,666円
	あかねヶ丘	733円	45,331円
	米沢	209円	24,990円
	米沢窪田	178円	15,356円
	八幡原	59円	56,107円
	鶴岡	311円	25,569円
	酒田2	319円	22,812円
	酒田緑ヶ丘	261円	15,611円
	酒田高砂	79円	12,766円
	新庄	308円	15,160円
	寒河江	292円	43,783円
	山形上山	153円	18,418円
	村山	(略)	22,752円
	長井	154円	18,876円
	天童	329円	24,947円
	高橋	483円	5,142円
	神町	243円	13,435円
	東根	285円	21,857円
	尾花沢	227円	37,566円
	南陽	183円	23,896円
	河北	(略)	14,347円
	山形朝日	132円	40,898円
	白鷹	164円	10,114円
	余目	132円	10,370円
	藤島	179円	28,340円
	酒田三川	182円	89,154円
	温海	151円	22,050円
	山形小国	179円	28,820円
	庄内朝日機械	90円	26,715円
	山形川西	203円	28,597円
	酒田水沢	(略)	21,880円
	袖浦	(略)	19,858円
	山形大江	230円	22,729円
	山辺	322円	24,428円
	山形中山	331円	41,451円
	南原	84円	16,819円
	宮内	(略)	17,815円
高島	291円	17,809円	
柳引	129円	14,661円	
白岩	254円	12,560円	
山形西川	114円	19,219円	
糠野目	204円	39,518円	
米沢飯豊	151円	43,611円	
酒田羽黒	216円	34,071円	
本道寺	37円	43,337円	
山形平田	288円	16,767円	
酒田立川	172円	19,145円	
酒田松山	227円	22,541円	
酒田三瀬	75円	18,723円	
山形金山	72円	58,024円	
真室川	174円	19,943円	
中和田	164円	9,905円	
鼠ヶ関	96円	32,362円	
蔵王	140円	66,796円	
酒田大山	271円	9,394円	
湯野浜	153円	136,080円	
本権	103円	19,699円	
泉田	91円	18,174円	
村山大久保	170円	20,441円	
山形白鳥	156円	22,729円	
山形東郷	(略)	31,253円	
福原	125円	21,145円	
大石田	(略)	33,823円	

	上小阿仁	110円	21,013円
	八森	102円	27,944円
	沢目	70円	23,986円
	田沢湖	117円	20,496円
	米内沢	(略)	12,747円
	秋田船越	121円	16,341円
	秋田河辺	204円	11,963円
	矢島	(略)	23,037円
	秋田北浦	23円	73,757円
	金浦	187円	18,820円
	八幡平	71円	22,173円
	阿仁	100円	15,795円
	横手神代	180円	27,620円
	秋田藤本	39円	22,323円
	由利院内	198円	23,319円
	平鹿	88円	10,286円
	雄物川	149円	14,041円
	西目	315円	16,895円
	増田	(略)	21,999円
	横手大森	180円	28,724円
	秋田大内	194円	20,014円
	秋田鳥海	76円	15,173円
	西明寺	141円	20,036円
	横手山内	175円	21,729円
	須川	42円	32,790円
	横手十文字	171円	8,866円
	横手金沢	119円	16,976円
	大館大湯	80円	21,221円
	十和田南	123円	15,244円
	早口	145円	14,444円
	秋田道川	127円	20,742円
	秋田協和	139円	32,926円
	横手仙北	126円	13,074円
	後三年	106円	23,172円
	五里合	53円	19,479円
	藤里	111円	32,236円
	大雄	162円	15,563円
	外小友	104円	19,906円
山形県	山形	394円	30,434円
	山形金井	392円	24,732円
	山形十文字	261円	12,002円
	今塚	1,217円	54,360円
	あかねヶ丘	895円	39,332円
	米沢	211円	22,988円
	米沢窪田	176円	15,174円
	八幡原	56円	54,469円
	鶴岡	314円	21,862円
	酒田2	314円	21,929円
	酒田緑ヶ丘	266円	16,030円
	酒田高砂	83円	13,766円
	新庄	311円	15,202円
	寒河江	289円	42,280円
	山形上山	186円	17,653円
	村山	(略)	23,064円
	長井	142円	18,777円
	天童	326円	23,718円
	高橋	490円	6,127円
	神町	238円	13,581円
	東根	277円	19,952円
	尾花沢	223円	35,347円
	南陽	182円	22,865円
	河北	(略)	15,464円
	山形朝日	128円	29,053円
	白鷹	162円	11,171円
	余目	118円	12,709円
	藤島	177円	28,338円
	酒田三川	186円	85,824円
	温海	131円	22,411円
	山形小国	164円	28,328円
	庄内朝日機械	85円	27,981円
	山形川西	201円	27,997円
	酒田水沢	(略)	22,816円
	袖浦	(略)	20,119円
	山形大江	228円	22,308円
	山辺	327円	24,115円
	山形中山	306円	39,393円
	南原	75円	17,357円
	宮内	(略)	17,905円
高島	267円	15,914円	
柳引	130円	15,636円	
白岩	245円	13,102円	
山形西川	111円	20,109円	
糠野目	197円	38,096円	
米沢飯豊	120円	41,262円	
酒田羽黒	203円	33,716円	
本道寺	32円	45,910円	
山形平田	263円	16,139円	
酒田立川	164円	18,991円	
酒田松山	215円	22,749円	

	鮭川	98円	21,509円
	古口	119円	20,365円
	遊佐	183円	10,569円
	吹浦	43円	23,287円
	酒田八幡	(略)	21,496円
	舟形	172円	31,770円
	須田板	144円	17,801円
	山形玉野	76円	19,541円
	清水	87円	25,147円
福島県	福島	469円	46,561円
	福島清水	682円	21,638円
	福島佐倉	138円	16,130円
	瀬上	557円	13,227円
	福島大森	553円	40,355円
	蓬萊	301円	19,726円
	飯坂	227円	27,900円
	福島花園	466円	29,781円
	会津若松	348円	25,816円
	東茨城分局	669円	18,511円
	福島郡山	1,473円	28,140円
	郡山芳賀	657円	28,001円
	笹川	701円	25,928円
	日和田	121円	25,812円
	喜久田	284円	29,009円
	大槻	682円	49,658円
	郡山守山	63円	44,734円
	磐梯熱海	111円	59,470円
	いわき	511円	23,143円
	小名浜	366円	24,646円
	勿来	305円	30,857円
	内郷	535円	14,093円
	好間	(略)	30,621円
	草野	419円	12,461円
	いわき常磐	239円	17,555円
	四倉	491円	32,532円
	いわき若葉台	1,224円	43,600円
	いわき泉	682円	76,982円
	いわき玉川	609円	10,170円
	いわき窪田	424円	28,073円
	白河	288円	27,449円
	福島原町	344円	14,795円
	郡山須賀川	233円	41,657円
	喜多方	268円	20,305円
	福島相馬	(略)	24,144円
	二本松	300円	28,669円
	福島藤田	283円	21,120円
	二本松本宮	204円	38,821円
	田島	298円	21,642円
	猪苗代	254円	33,173円
	会津若松坂下	(略)	19,806円
	郡山西郷	271円	14,625円
	郡山石川	296円	27,023円
	三春	199円	20,292円
	磐城富岡	80円	18,775円
	浪江	61円	16,212円
	会津山口	285円	31,358円
	会津若松広田	183円	25,031円
	福島梁川	357円	23,444円
	保原	381円	14,802円
	江名	221円	22,683円
	福島川俣	204円	40,210円
	塙	461円	14,836円
	新地	397円	34,762円
	小高	142円	27,007円
	福島伊達	395円	33,613円
	桑折	380円	17,333円
	福島松川	263円	19,720円
	鏡石	324円	10,200円
	塩川	298円	20,500円
	榎倉	264円	10,580円
	郡山浅川	132円	240,701円
	福島鹿島	286円	32,219円
	柳津	67円	28,021円
	飯野	260円	27,673円
	磐梯	(略)	27,499円
	霊山	178円	79,447円
	橋本	372円	20,061円
	泉崎	(略)	25,293円
	大玉	208円	22,780円
	大林	257円	17,397円
	表郷	106円	26,585円
	郡山中島	107円	29,059円
	湖南	(略)	24,858円
	白沢	(略)	21,178円
	多田野	94円	12,713円
	古殿	217円	18,778円
	西会津	84円	17,198円
	北会津	108円	12,064円
	新鶴	200円	22,984円
	いわき広野	218円	13,795円
	久ノ浜	214円	221,487円
	船引	332円	36,060円

	酒田三瀬	70円	18,879円
	山形金山	74円	37,622円
	真室川	153円	20,774円
	中和田	152円	10,877円
	鼠ヶ関	95円	31,374円
	蔵王	146円	44,317円
	酒田大山	255円	9,380円
	湯野浜	150円	115,142円
	本楯	98円	20,564円
	泉田	89円	19,833円
	村山大久保	159円	20,465円
	山形白鳥	67円	23,147円
	山形東郷	(略)	32,078円
	福原	126円	22,296円
	大石田	(略)	33,627円
	鮭川	85円	22,480円
	古口	99円	21,191円
	遊佐	186円	12,081円
	吹浦	39円	23,708円
	酒田八幡	(略)	21,822円
	舟形	157円	31,284円
	須田板	139円	19,372円
	山形玉野	69円	20,224円
	清水	76円	26,674円
福島県	福島	424円	44,180円
	福島清水	620円	21,131円
	福島佐倉	141円	15,508円
	瀬上	736円	12,592円
	福島大森	728円	32,321円
	蓬萊	336円	17,292円
	飯坂	218円	21,112円
	福島花園	471円	28,301円
	会津若松	344円	23,954円
	東茨城分局	680円	17,178円
	福島郡山	1,452円	23,925円
	郡山芳賀	653円	26,803円
	笹川	761円	18,682円
	日和田	120円	25,688円
	喜久田	285円	28,177円
	大槻	804円	48,950円
	郡山守山	64円	43,524円
	磐梯熱海	106円	55,837円
	いわき	534円	23,746円
	小名浜	369円	23,925円
	勿来	312円	29,193円
	内郷	570円	13,483円
	好間	(略)	29,266円
	草野	470円	11,553円
	いわき常磐	250円	16,655円
	四倉	517円	30,848円
	いわき若葉台	1,329円	42,321円
	いわき泉	733円	73,813円
	いわき玉川	606円	10,808円
	いわき窪田	427円	27,337円
	白河	289円	26,481円
	福島原町	348円	15,682円
	郡山須賀川	234円	38,252円
	喜多方	262円	16,112円
	福島相馬	(略)	22,907円
	二本松	298円	21,286円
	福島藤田	286円	20,532円
	二本松本宮	211円	23,780円
	田島	286円	18,065円
	猪苗代	234円	31,415円
	会津若松坂下	(略)	19,122円
	郡山西郷	273円	15,704円
	郡山石川	293円	25,846円
	三春	195円	16,082円
	磐城富岡	408円	17,864円
	浪江	255円	16,136円
	会津山口	276円	28,601円
	会津若松広田	184円	24,521円
	福島梁川	353円	23,013円
	保原	386円	14,575円
	江名	229円	22,398円
	福島川俣	203円	33,426円
	塙	458円	15,728円
	新地	392円	33,944円
	小高	190円	25,969円
	福島伊達	453円	31,834円
	桑折	375円	17,131円
	福島松川	301円	19,187円
	鏡石	323円	10,196円
	塩川	278円	21,904円
	榎倉	249円	10,820円
	郡山浅川	114円	211,177円
	福島鹿島	287円	30,492円
	柳津	61円	24,440円
	飯野	264円	26,687円
	磐梯	(略)	28,194円
	霊山	176円	53,908円
	橋本	392円	20,144円

鯨川	112円	22,011円
福島東和	242円	28,087円
郡山岩瀬	256円	13,356円
川桁	92円	27,448円
柳橋	153円	22,326円
岩代	103円	11,328円
郡山長沼	179円	16,666円
会津若松下郷	209円	13,645円
熱塩	94円	29,156円
山都	148円	13,186円
郡山東	104円	14,749円
大信	161円	27,347円
都路	73円	25,132円
常葉	128円	61,437円
檜葉	181円	17,553円
庭坂	737円	23,834円
沼之内	390円	34,119円
いわき小川	283円	16,550円
上遠野	310円	16,394円
小作田	258円	11,913円
原釜	241円	23,058円
裏磐梯	910円	32,987円
会津高田	225円	35,172円
会津本郷	(略)	12,423円
郡山玉川	200円	15,462円
小野新町	272円	162,083円
大熊	147円	19,118円
いわき双葉	227円	21,009円
飯館	12円	18,376円
天栄	185円	11,786円
只見	284円	23,405円
会津若松吾妻	54円	74,523円
矢祭	356円	66,671円
滝根	155円	24,016円
大越	89円	29,751円
郡山七郷	188円	14,342円
移	154円	25,427円
いわき川内	(略)	17,154円
水戸大町	577円	47,773円
茨城赤塚	451円	24,732円
水戸吉田	327円	21,259円
千波	577円	27,922円
多賀	354円	30,579円
久慈浜	372円	15,668円
日立別館	548円	18,902円
茨城日高	351円	28,829円
土浦	242円	49,596円
荒川沖	499円	19,147円
神立	259円	20,752円
石岡国府	387円	25,285円
下館別館	335円	23,455円
下館川島	264円	36,784円
結城	425円	25,126円
結城南	197円	21,162円
竜ヶ崎	146円	29,647円
土浦佐貫	559円	19,375円
那珂湊	(略)	22,162円
阿字ヶ浦	384円	20,916円
下妻	264円	31,319円
水海道菅生	380円	40,446円
水海道別	299円	49,316円
茨城勝田	344円	26,588円
高萩	165円	20,019円
北茨城	165円	29,519円
取手	460円	18,383円
茨城岩井	169円	23,758円
土浦牛久	762円	15,002円
つくば	1,864円	50,811円
大穂	684円	15,396円
桜	209円	17,385円
つくば北	145円	19,969円
筑波山	262円	37,834円
吉沼	87円	18,297円
筑波谷田部	331円	18,742円
土浦豊里	380円	47,302円
大洗	375円	15,234円
友部	377円	37,196円
茨城東海	539円	30,016円
那珂	349円	14,958円
常陸大宮	330円	25,605円
金砂郷	133円	38,788円
十王	335円	23,554円
常陸鹿島	340円	20,077円
神栖	299円	14,920円
茨城萩原	187円	17,995円
潮来延方	250円	20,447円
美浦	184円	29,795円
谷和原	392円	94,794円
守谷清水	584円	35,413円
古河2	640円	2,990円
古河旭	1,026円	11,455円
総和2	289円	23,959円

茨城県

茨城県

泉崎	(略)	24,971円
大玉	212円	22,081円
大林	242円	18,287円
表郷	92円	25,911円
郡山中島	104円	28,236円
湖南	(略)	25,855円
白沢	(略)	20,582円
多田野	90円	13,264円
古殿	204円	18,959円
西会津	82円	17,358円
北会津	106円	12,924円
新錺	194円	24,105円
いわき広野	231円	13,881円
久ノ浜	223円	202,670円
船引	323円	33,858円
鯨川	109円	22,711円
福島東和	227円	27,114円
郡山岩瀬	240円	15,133円
川桁	87円	26,069円
柳橋	149円	22,038円
岩代	98円	11,942円
郡山長沼	176円	18,148円
会津若松下郷	207円	14,664円
熱塩	95円	29,555円
山都	147円	13,894円
郡山東	95円	15,096円
大信	159円	26,332円
都路	120円	24,321円
常葉	121円	59,298円
檜葉	189円	22,933円
庭坂	745円	19,069円
沼之内	395円	33,238円
いわき小川	292円	16,657円
上遠野	300円	16,201円
小作田	219円	16,634円
原釜	229円	22,250円
裏磐梯	845円	32,951円
会津高田	223円	33,249円
会津本郷	(略)	12,572円
郡山玉川	195円	15,186円
小野新町	275円	86,548円
大熊	148円	18,466円
いわき双葉	228円	20,994円
飯館	63円	18,009円
天栄	183円	13,635円
只見	260円	22,704円
会津若松吾妻	52円	74,240円
矢祭	324円	37,009円
滝根	127円	23,377円
大越	86円	28,635円
郡山七郷	179円	14,680円
移	143円	24,507円
いわき川内	(略)	16,839円
会津若松昭和	107円	21,114円
蓬田	108円	25,005円
郡山小平	68円	20,825円
水戸大町	578円	38,725円
茨城赤塚	472円	24,662円
水戸吉田	321円	19,949円
千波	568円	26,685円
多賀	353円	27,534円
久慈浜	346円	15,183円
日立別館	541円	18,668円
茨城日高	329円	28,832円
土浦	234円	45,565円
荒川沖	497円	18,540円
神立	262円	20,169円
石岡国府	386円	23,815円
下館別館	340円	20,307円
下館川島	265円	30,477円
結城	423円	24,277円
結城南	199円	18,787円
竜ヶ崎	148円	27,439円
土浦佐貫	550円	18,539円
那珂湊	(略)	21,144円
阿字ヶ浦	385円	20,098円
下妻	259円	28,367円
水海道菅生	386円	36,432円
水海道別	305円	47,531円
茨城勝田	356円	25,998円
高萩	168円	19,534円
北茨城	164円	27,482円
取手	440円	17,929円
茨城岩井	167円	23,009円
土浦牛久	760円	14,366円
つくば	1,951円	47,851円
大穂	603円	15,534円
桜	203円	16,338円
つくば北	139円	19,287円
筑波山	266円	36,241円
吉沼	71円	18,382円
筑波谷田部	337円	18,931円

古河南	360円	30,124円
茨城境	320円	39,912円
石岡東	306円	69,550円
石岡	290円	30,698円
常陸太田別館	(略)	17,682円
羽鳥	253円	36,860円
千葉若松	94円	19,783円
矢田部	224円	29,849円
阿見	350円	13,092円
高埜	393円	29,635円
笠間	295円	20,771円
稲戸井	478円	36,592円
茨城	241円	31,738円
茨城岩瀬	255円	32,422円
大子	126円	23,926円
鉾田	141円	26,694円
江戸崎	126円	14,403円
伊奈	252円	39,661円
藤代蔵前	400円	24,541円
奥野	129円	44,636円
牛堀	248円	24,969円
阿見南	117円	32,324円
茨城東	61円	35,929円
総和	289円	63,247円
岡田	170円	49,134円
関城	117円	29,501円
茨城協和	450円	29,759円
利根	(略)	50,684円
いばらき旭	83円	33,220円
常澄	180円	27,427円
内原	939円	42,396円
石岡大野	151円	25,896円
菱崎	169円	29,132円
新利根	(略)	43,890円
岩間	260円	23,116円
八郷	93円	18,967円
茨城鳥栖	71円	63,330円
溜沼	125円	53,029円
瓜連	448円	19,685円
茨城北浦	57円	38,059円
茨城玉造	93円	26,574円
常北	209円	22,889円
岡郷	153円	18,237円
五霞	154円	23,997円
茨城八千代	254円	32,230円
大洋	79円	45,144円
茨城土浦	239円	45,993円
波崎	232円	34,679円
茨城出島	88円	57,781円
沖宿	101円	48,855円
潮来	198円	25,569円
明野	(略)	44,763円
真壁	207円	18,309円
茨城千代田	289円	29,423円
茨城大津	266円	21,569円
茨城稲田	153円	49,980円
七郷	148円	41,186円
桂	(略)	44,416円
土浦河内	117円	60,755円
美野里	157円	37,918円
新治	136円	16,233円
茨城麻生	165円	28,935円
飯富	160円	21,637円
国田	147円	44,367円
菅原	129円	40,469円
行方	63円	56,249円
蔵川	73円	59,587円
出島東	113円	40,959円
小幡	66円	53,391円
雨引	(略)	54,654円
八俣	87円	27,161円
猿島	100円	45,108円
御前山	113円	47,869円
茨城三和	734円	27,654円
沓掛	123円	43,969円
いばらき小川	179円	45,790円
山方	147円	51,131円
水府	51円	43,883円
茨城桜川	(略)	34,641円
石下	173円	51,191円
茨城美和	159円	46,226円
宇都宮	761円	48,722円
宇都宮平出	208円	33,318円
道場宿	316円	36,211円
瑞穂野	(略)	15,733円
徳次郎	505円	26,033円
砥上	512円	24,256円
江曾島	850円	12,448円
雀宮	797円	40,369円
足利	314円	36,384円
足利相生	449円	38,367円
足利西	294円	20,460円

栃木県

土浦豊里	367円	44,556円
大洗	371円	14,711円
友部	363円	37,191円
茨城東海	523円	25,774円
那珂	352円	21,380円
常陸大宮	324円	25,269円
金砂郷	113円	36,990円
十王	337円	17,895円
常陸鹿島	356円	20,186円
神栖	317円	15,141円
茨城萩原	191円	17,072円
潮来延方	254円	18,864円
美浦	178円	23,641円
谷和原	435円	87,253円
守谷清水	591円	34,530円
古河2	643円	2,519円
古河旭	1,037円	10,285円
総和2	290円	25,284円
古河南	338円	28,255円
茨城境	323円	39,066円
石岡東	310円	63,580円
石岡	303円	31,485円
常陸太田別館	(略)	18,289円
羽鳥	255円	30,282円
千葉若松	98円	19,318円
矢田部	221円	29,294円
阿見	352円	12,787円
高埜	398円	29,284円
笠間	293円	19,980円
稲戸井	474円	35,193円
茨城	245円	31,841円
茨城岩瀬	259円	26,047円
大子	130円	23,674円
鉾田	132円	22,486円
江戸崎	112円	12,373円
伊奈	247円	40,888円
藤代蔵前	401円	26,060円
奥野	131円	39,853円
牛堀	249円	24,589円
阿見南	118円	28,800円
茨城東	58円	64,547円
総和	286円	60,109円
岡田	159円	41,419円
関城	112円	23,944円
茨城協和	438円	28,208円
利根	(略)	42,987円
いばらき旭	82円	27,114円
常澄	182円	22,179円
内原	938円	39,393円
石岡大野	147円	19,617円
菱崎	168円	27,787円
新利根	(略)	41,710円
岩間	258円	22,614円
八郷	91円	13,791円
茨城鳥栖	70円	50,165円
溜沼	112円	49,417円
瓜連	452円	19,233円
茨城北浦	55円	36,185円
茨城玉造	91円	28,274円
常北	205円	21,741円
岡郷	154円	17,708円
五霞	136円	23,616円
茨城八千代	247円	26,785円
大洋	76円	38,998円
茨城土浦	232円	35,008円
波崎	230円	32,837円
茨城出島	90円	48,335円
沖宿	100円	40,731円
潮来	201円	24,800円
明野	(略)	38,581円
真壁	205円	18,497円
茨城千代田	288円	23,587円
茨城大津	256円	21,106円
茨城稲田	143円	44,746円
七郷	146円	36,687円
桂	(略)	42,192円
土浦河内	111円	51,400円
美野里	149円	33,686円
新治	134円	15,949円
茨城麻生	166円	28,178円
飯富	158円	20,794円
国田	140円	34,922円
菅原	127円	40,119円
行方	62円	44,812円
蔵川	70円	47,973円
出島東	106円	36,555円
小幡	64円	50,801円
雨引	(略)	44,880円
八俣	89円	26,402円
猿島	98円	45,315円
御前山	100円	42,913円
茨城三和	738円	26,659円

足利南	496円	20,591円
栃木	261円	31,414円
栃木北	250円	19,679円
佐野	241円	27,494円
鹿沼	(略)	21,944円
北犬飼	234円	33,916円
日光	(略)	33,582円
今市	196円	19,274円
栃木小山	778円	28,142円
雨ヶ谷	353円	15,661円
延島	175円	13,914円
真岡	236円	37,114円
大田原 2	207円	25,735円
矢板	391円	27,547円
黒磯	323円	21,036円
上三川	508円	34,897円
栃木河内	545円	31,745円
栃木芳賀	285円	36,848円
栃木壬生 2	1,716円	14,217円
石橋	455円	17,569円
栃木小金井	563円	23,601円
新野木	(略)	74,518円
栃木大平	356円	35,568円
岩舟	247円	16,255円
鬼怒川川治	183円	19,534円
宝積寺	521円	13,060円
栃木烏山	151円	9,991円
西那須野 2	370円	29,434円
田沼	(略)	10,356円
益子	294円	29,352円
間々田	606円	30,972円
栃木城山	239円	9,794円
南犬飼	404円	12,499円
氏家別	417円	25,901円
葛生 2	207円	27,219円
赤見	246円	28,596円
薬師寺	164円	13,489円
小山西	144円	16,581円
卒島	242円	18,726円
栃木富田	272円	15,849円
栃木藤岡 2	248円	14,610円
栃木田原	175円	23,264円
栃木西方	145円	24,453円
上河内	191円	31,371円
野崎	217円	55,192円
佐久山	127円	24,414円
片岡	212円	29,005円
東那須野	244円	12,268円
栃木梅沢	(略)	32,929円
楡木	146円	38,470円
栃木大沢	168円	13,816円
伊王野 2	109円	32,001円
喜連川	215円	35,305円
馬頭	159円	21,515円
黒羽	61円	43,396円
黒田原	190円	54,095円
栃木二宮	246円	14,948円
市貝	229円	19,537円
南那須	178円	40,132円
文挾	109円	40,718円
栃木粟野	197円	39,497円
玉生	194円	20,020円
熟田	100円	22,855円
栃木小川	315円	18,476円
塩原 2	177円	11,902円
関谷	162円	73,277円
栃木茂木	198円	78,555円
湯津上	235円	12,944円
足尾交換局 2	227円	23,713円
栃木水橋	137円	27,728円
船生	121円	21,014円
栃木大宮	116円	42,731円
川治	126円	35,192円
栃木 2	261円	25,543円
那須横沢	70円	12,968円
那須	89円	40,990円
那須大沢	53円	18,593円
南摩	342円	22,761円
前橋	682円	39,921円
野中別	823円	15,349円
前橋元総社	482円	33,714円
佐鳥	382円	17,712円
前橋芳賀	206円	36,402円
国領	503円	36,196円
群馬高崎	527円	37,759円
高崎支店別 1	527円	16,793円
高崎問屋町	485円	27,170円
倉賀野	768円	25,182円
大類	866円	20,174円
群馬長野	788円	31,313円
桐生錦町	206円	21,058円
桐生相生	444円	31,108円

群馬県

栃木県

沓掛	117円	39,088円
いばらき小川	167円	38,857円
山方	137円	40,704円
水府	48円	32,834円
茨城桜川	(略)	32,722円
石下	187円	48,400円
茨城美和	171円	47,278円
宇都宮	758円	44,732円
宇都宮平出	215円	31,966円
道場宿	319円	29,932円
瑞穂野	(略)	14,338円
徳次郎	499円	25,134円
砥上	510円	23,377円
江曾島	853円	12,168円
雀宮	798円	34,948円
足利	308円	35,896円
足利相生	444円	33,971円
足利西	287円	19,920円
足利南	487円	18,760円
栃木	273円	31,025円
栃木北	240円	20,166円
佐野	240円	27,392円
鹿沼	(略)	22,413円
北犬飼	222円	31,888円
日光	(略)	32,057円
今市	195円	19,139円
栃木小山	781円	29,057円
雨ヶ谷	348円	13,809円
延島	170円	13,201円
真岡	235円	35,001円
大田原 2	210円	24,911円
矢板	385円	27,055円
黒磯	327円	22,562円
上三川	509円	33,694円
栃木河内	548円	29,251円
栃木芳賀	284円	27,911円
栃木壬生 2	1,727円	14,867円
石橋	464円	17,943円
栃木小金井	570円	24,307円
新野木	(略)	71,578円
栃木大平	351円	34,284円
岩舟	245円	14,898円
鬼怒川川治	178円	20,236円
宝積寺	520円	13,450円
栃木烏山	147円	9,860円
西那須野 2	377円	27,204円
田沼	(略)	14,047円
益子	285円	28,495円
間々田	553円	31,141円
栃木城山	238円	9,788円
南犬飼	372円	12,554円
氏家別	420円	26,596円
葛生 2	219円	26,142円
赤見	215円	27,279円
薬師寺	160円	13,822円
小山西	143円	15,418円
卒島	234円	18,078円
栃木富田	248円	16,675円
栃木藤岡 2	258円	14,955円
栃木田原	172円	22,658円
栃木西方	137円	24,018円
上河内	185円	27,578円
野崎	205円	54,058円
佐久山	121円	24,030円
片岡	197円	28,183円
東那須野	242円	12,347円
栃木梅沢	(略)	32,032円
楡木	137円	36,423円
栃木大沢	161円	14,312円
伊王野 2	110円	28,720円
喜連川	212円	33,770円
馬頭	160円	20,739円
黒羽	57円	35,261円
黒田原	191円	49,427円
栃木二宮	242円	15,225円
市貝	225円	19,006円
南那須	163円	29,081円
文挾	100円	38,941円
栃木粟野	196円	32,250円
玉生	192円	14,826円
熟田	104円	22,155円
栃木小川	263円	18,501円
塩原 2	184円	11,605円
関谷	159円	66,460円
栃木茂木	208円	75,435円
湯津上	229円	13,078円
足尾交換局 2	238円	23,092円
栃木水橋	133円	27,683円
船生	113円	15,870円
栃木大宮	112円	42,734円
川治	125円	34,997円
栃木 2	279円	22,311円

伊勢崎	360円	34,122円
豊受	327円	36,240円
群馬太田	861円	31,540円
太田九合	779円	18,995円
宝泉	389円	28,067円
群馬沼田	745円	29,335円
館林支別1	261円	20,952円
群馬渋川	346円	13,314円
群馬藤岡	418円	22,630円
群馬富岡	296円	15,581円
群馬安中	392円	29,892円
新群馬町	338円	19,979円
群馬新町	417円	39,828円
群馬長野原	380円	27,722円
草津温泉	252円	28,228円
玉村	470円	44,295円
笠懸	160円	14,741円
大間々	712円	20,868円
群馬大泉	229円	31,551円
中之条	170円	23,490円
高林	454円	8,564円
毛里田	193円	30,546円
群馬川内	306円	10,140円
赤城	128円	24,961円
群馬富士見	306円	11,477円
群馬原町	88円	50,052円
北軽井沢	12円	16,868円
采女	232円	42,104円
敷塚本町	107円	11,200円
群馬板倉	576円	19,553円
群馬川俣	297円	20,465円
赤岩	243円	11,142円
吉井	342円	16,057円
大胡	272円	13,013円
粕川	254円	15,655円
榛名	552円	24,168円
箕郷	345円	19,518円
鬼石	152円	21,417円
下仁田交換七	112円	20,049円
甘楽	183円	16,562円
松井田	390円	16,773円
月夜野	310円	84,102円
群馬水上	99円	31,543円
群馬布施	345円	29,926円
原市	272円	18,871円
浅間高原	12円	36,581円
子持	(略)	35,848円
群馬吉岡	383円	26,894円
邑楽	238円	16,799円
群馬城南	332円	12,636円
駒形	648円	20,174円
梅田	166円	21,266円
群馬新里	56円	37,907円
新国定	511円	71,088円
群馬境交換七	328円	11,187円
尾島	(略)	15,729円
群馬新田	226円	7,270円
新田金井	203円	21,441円
新南蛇井	336円	42,698円
北橋	150円	30,812円
洪川伊香保	249円	25,633円
群馬岩崎	84円	21,784円
館林東	184円	19,507円
倉淵	318円	36,393円
磐戸	120円	32,968円
嬭恋	380円	14,357円
追貝	330円	33,118円
片品	312円	41,077円
伊勢崎支別1	360円	18,100円
猿ヶ京	458円	24,201円
埼玉県		
川越	1,703円	48,406円
川越新宿	2,430円	21,288円
南古谷	2,336円	31,574円
川越霞ヶ関	2,975円	20,111円
熊谷未広	598円	33,329円
三ヶ尻	1,155円	22,080円
埼玉川口	7,283円	36,328円
川口青木	4,206円	37,103円
川口芝	2,213円	35,688円
安行	3,090円	32,359円
浦和東	4,593円	37,783円
浦和白幡	4,280円	35,354円
浦和常盤	2,400円	28,787円
中尾	1,891円	17,933円
浦和美園	1,467円	66,300円
埼玉大宮	5,504円	46,057円
大宮東大成	1,962円	49,364円
大宮大和田	1,411円	20,299円
大宮指扇	1,388円	22,262円
行田別館	(略)	22,211円
秩父	617円	17,604円
所沢	2,494円	20,941円

群馬県		
那須横沢	65円	13,286円
那須	79円	35,864円
那須大沢	50円	18,904円
南摩	312円	21,863円
前橋	675円	38,656円
野中別	834円	15,967円
前橋元総社	472円	31,591円
佐烏	369円	17,645円
前橋芳賀	210円	32,544円
国領	502円	30,965円
群馬高崎	502円	36,497円
高崎支店別1	506円	17,333円
高崎問屋町	504円	26,806円
倉賀野	767円	23,758円
大類	859円	19,483円
群馬長野	773円	29,599円
桐生錦町	187円	19,476円
桐生相生	440円	30,301円
伊勢崎	358円	32,648円
豊受	319円	30,375円
群馬太田	858円	31,045円
太田九合	777円	19,313円
宝泉	385円	25,882円
群馬沼田	747円	28,018円
館林支別1	263円	19,967円
群馬渋川	295円	15,366円
群馬藤岡	417円	22,225円
群馬富岡	285円	16,354円
群馬安中	381円	28,212円
新群馬町	343円	20,025円
群馬新町	402円	37,028円
群馬長野原	328円	26,128円
草津温泉	246円	27,666円
玉村	465円	38,300円
笠懸	157円	14,393円
大間々	692円	20,445円
群馬大泉	227円	29,783円
中之条	163円	26,649円
高林	432円	8,890円
毛里田	192円	28,944円
群馬川内	298円	10,376円
赤城	123円	24,606円
群馬富士見	294円	12,613円
群馬原町	81円	47,787円
北軽井沢	37円	17,014円
采女	228円	40,044円
敷塚本町	104円	11,352円
群馬板倉	569円	19,488円
群馬川俣	279円	24,521円
赤岩	226円	11,698円
吉井	316円	15,950円
大胡	267円	13,373円
粕川	251円	21,463円
榛名	491円	23,865円
箕郷	341円	19,582円
鬼石	135円	21,446円
下仁田交換七	119円	20,154円
甘楽	181円	16,827円
松井田	361円	16,777円
月夜野	298円	51,417円
群馬水上	95円	30,498円
群馬布施	320円	29,710円
原市	266円	19,233円
浅間高原	20円	36,090円
子持	(略)	32,576円
群馬吉岡	373円	26,325円
邑楽	225円	16,672円
群馬城南	328円	13,389円
駒形	644円	19,742円
梅田	163円	21,416円
群馬新里	55円	38,202円
新国定	500円	68,046円
群馬境交換七	333円	11,215円
尾島	(略)	15,720円
群馬新田	212円	8,062円
新田金井	185円	25,408円
新南蛇井	323円	42,183円
北橋	143円	35,627円
洪川伊香保	260円	25,327円
群馬岩崎	81円	21,778円
館林東	316円	21,112円
倉淵	302円	41,446円
磐戸	115円	32,367円
嬭恋	365円	14,620円
追貝	317円	32,529円
片品	292円	39,975円
伊勢崎支別1	366円	19,168円
猿ヶ京	408円	24,090円
埼玉県		
川越	1,674円	44,728円
川越新宿	2,472円	21,945円
南古谷	2,303円	32,001円
川越霞ヶ関	2,749円	18,840円

所沢元町	3,391円	29,639円
所沢北野	1,028円	27,454円
所沢東	2,078円	21,441円
所沢下富	1,306円	16,776円
飯能緑町	1,385円	16,777円
原市場	603円	23,056円
吾野	584円	49,356円
加須	404円	22,653円
加須花崎	395円	36,817円
埼玉本庄	536円	20,908円
東松山2	995円	11,332円
岩槻	1,234円	32,676円
和土	713円	10,867円
春日部武里	1,420円	28,107円
春日部八木崎	1,162円	53,150円
狭山2	1,743円	26,759円
狭山入曽	3,720円	42,933円
埼玉羽生	250円	22,415円
鴻巣	1,013円	15,383円
埼玉深谷2	493円	17,737円
上尾	1,553円	21,184円
新平方	1,974円	14,681円
浦和与野	3,346円	22,657円
草加局舎1	1,255円	34,453円
草加弁天	1,208円	11,607円
草加清門	1,542円	23,730円
越谷	1,981円	37,712円
越谷大里	1,257円	21,902円
越谷蒲生	2,019円	43,167円
蕨戸田	3,016円	40,943円
西戸田	2,640円	29,972円
入間	3,588円	30,994円
入間西武	1,025円	38,915円
入間宮寺	426円	16,565円
入間金子	863円	23,007円
鶴ヶ谷	2,519円	23,416円
朝霞	1,391円	24,123円
志木	3,043円	19,940円
新座	2,036円	16,181円
埼玉加納	250円	12,861円
桶川	1,304円	31,605円
久喜2	1,353円	30,982円
鴻巣北本	2,563円	19,600円
草加八潮	1,738円	25,241円
埼玉富士見	1,937円	24,334円
埼玉三郷	1,725円	26,521円
三郷鹿野	1,182円	16,349円
三郷小谷堀	1,109円	24,650円
蓮田	(略)	21,658円
坂戸本町	1,226円	19,071円
幸手	413円	22,001円
鶴ヶ島	1,050円	20,291円
武蔵日高電2	1,826円	14,117円
埼玉吉川	1,544円	58,104円
上尾伊奈	673円	62,024円
埼玉吹上2	792円	25,600円
大井	2,924円	26,596円
川越三芳	898円	25,804円
毛呂山2	379円	14,257円
嵐山	548円	36,958円
埼玉小川別	384円	23,216円
川越川島	347円	29,887円
埼玉吉見	421円	33,402円
皆野	376円	33,752円
熊谷吉田	256円	39,620円
埼玉江南	382円	38,231円
妻沼	349円	17,653円
埼玉岡部	455円	34,141円
寄居	513円	28,731円
川里	(略)	33,858円
大利根	311円	33,521円
白岡	1,436円	26,857円
葛蒲	415円	28,403円
埼玉栗橋	566円	37,637円
鷲宮	618円	21,369円
杉戸別館	868円	24,015円
第二松伏	722円	15,083円
新庄和	1,242円	43,245円
箕田	454円	11,957円
埼玉滑川	540円	39,306円
児玉	250円	30,887円
慈恩寺	298円	19,030円
神川	196円	43,612円
上里	395円	12,906円
熊谷豊里	123円	47,343円
北川辺	177円	13,030円

熊谷末広	594円	31,148円
三ヶ尻	1,166円	20,610円
埼玉川口	6,146円	34,938円
川口青木	4,135円	35,136円
川口芝	2,156円	27,094円
安行	3,043円	30,268円
浦和東	4,646円	34,729円
浦和白幡	4,355円	26,474円
浦和常盤	2,380円	28,680円
中尾	1,884円	18,341円
浦和美園	1,464円	62,080円
埼玉大宮	4,899円	34,759円
大宮東大成	1,967円	36,896円
大宮大和田	1,386円	19,367円
大宮指扇	1,414円	20,219円
行田別館	(略)	21,290円
秩父	608円	17,797円
所沢	2,593円	21,073円
所沢元町	3,442円	28,024円
所沢北野	995円	25,808円
所沢東	2,121円	19,562円
所沢下富	1,309円	15,716円
飯能緑町	1,397円	17,423円
原市場	485円	23,237円
吾野	521円	46,912円
加須	394円	21,827円
加須花崎	399円	24,192円
埼玉本庄	534円	20,020円
東松山2	999円	12,077円
岩槻	1,232円	30,945円
和土	798円	10,444円
春日部武里	1,393円	26,681円
春日部八木崎	1,166円	37,751円
狭山2	1,738円	25,067円
狭山入曽	3,736円	35,475円
埼玉羽生	251円	21,107円
鴻巣	1,011円	16,235円
埼玉深谷2	490円	18,557円
上尾	1,580円	20,125円
新平方	1,928円	15,932円
浦和与野	3,372円	22,631円
草加局舎1	1,225円	28,790円
草加弁天	1,249円	12,687円
草加清門	1,562円	23,603円
越谷	1,982円	35,083円
越谷大里	1,212円	20,968円
越谷蒲生	2,031円	43,371円
蕨戸田	3,044円	38,033円
西戸田	2,642円	26,849円
入間	3,654円	29,401円
入間西武	1,014円	38,141円
入間宮寺	416円	15,892円
入間金子	860円	21,862円
鶴ヶ谷	2,509円	22,791円
朝霞	1,524円	23,136円
志木	2,998円	19,580円
新座	2,101円	15,254円
埼玉加納	244円	12,376円
桶川	1,331円	29,621円
久喜2	1,358円	30,749円
鴻巣北本	2,617円	18,439円
草加八潮	1,755円	24,038円
埼玉富士見	1,927円	19,203円
埼玉三郷	1,757円	25,779円
三郷鹿野	1,175円	15,740円
三郷小谷堀	1,112円	23,761円
蓮田	(略)	21,649円
坂戸本町	1,229円	18,077円
幸手	411円	20,807円
鶴ヶ島	1,053円	18,476円
武蔵日高電2	1,839円	15,232円
埼玉吉川	1,535円	36,014円
上尾伊奈	653円	38,666円
埼玉吹上2	802円	25,492円
大井	2,999円	23,631円
川越三芳	899円	22,992円
毛呂山2	385円	14,817円
嵐山	570円	36,215円
埼玉小川別	389円	23,268円
川越川島	340円	28,715円
埼玉吉見	419円	30,886円
皆野	355円	28,749円
熊谷吉田	227円	34,426円
埼玉江南	378円	34,347円
妻沼	350円	14,959円
埼玉岡部	456円	29,251円

行田北河原	130円	48,608円
行田埼玉	191円	40,321円
加須樋造川	(略)	42,178円
高坂	1,268円	12,454円
青山	317円	32,383円
川通	377円	31,160円
みろく	122円	22,905円
埼玉平野	275円	61,561円
幸手八代	378円	38,441円
越生	395円	24,848円
埼玉玉川	251円	19,295円
長瀬	451円	28,506円
上吉田	180円	39,899円
小鹿野	203円	26,807円
両神	224円	40,497円
埼玉荒川	375円	20,605円
埼玉美里	216円	39,510円
埼玉川本	219円	31,528円
寄居男衾	226円	34,022円
駒西	422円	32,178円
高麗	438円	32,637円
鳩山	274円	28,137円
埼玉花園	198円	40,786円
杉戸椿	403円	31,673円
内間木	1,041円	21,461円
名栗	110円	35,822円
東秩父	252円	39,781円
宝珠花	549円	42,201円
さいたま新都	4,340円	134,851円
久喜	1,353円	46,084円
千葉	1,454円	31,048円
千葉南	1,641円	51,859円
幕張	1,915円	57,322円
横橋	630円	29,553円
千葉森	2,198円	27,363円
桜木	1,793円	27,261円
誉田	688円	39,516円
新土気	982円	30,430円
高洲	2,084円	70,146円
稲毛	2,026円	23,195円
銚子	435円	40,121円
市川	3,840円	40,916円
鬼高	2,202円	18,035円
浦安行徳	4,062円	37,938円
市川中山	2,760円	63,867円
市川曾谷	2,974円	14,445円
市川原木	2,188円	24,747円
市川大野	1,223円	17,780円
船橋	2,021円	38,692円
薬園台	2,084円	27,085円
船橋本町	5,415円	94,687円
千葉上山	979円	31,246円
千葉豊富	687円	56,839円
二和	1,548円	32,817円
館山	482円	31,756円
木更津富士見	276円	19,939円
下烏田	284円	20,726円
矢那	266円	41,651円
松戸	(略)	55,660円
五香	(略)	33,743円
松戸小金	1,663円	14,496円
松戸高塚	1,340円	20,309円
上花輪	684円	19,273円
川間交換セン	525円	39,799円
佐原	803円	34,682円
茂原別館	493円	27,051円
成田	845円	28,414円
成田赤坂	497円	25,436円
千葉佐倉	617円	27,764円
志津	571円	13,572円
馬渡	363円	18,161円
東金別館	413円	21,438円
八日市場	319円	23,988円
千葉旭	466円	31,181円
習志野	2,584円	43,453円
津田沼	2,811円	20,290円
千葉柏	3,655円	41,544円
逆井	(略)	25,993円
田中	1,197円	25,333円
豊四季	1,826円	12,391円
市原	883円	56,230円
千葉八幡	788円	23,226円
辰巳	747円	20,910円
瀬又	362円	15,688円
流山	1,157円	23,717円
南流山	2,237円	25,806円
千葉八千代	1,067円	19,798円
吉橋	690円	19,433円
米本	867円	33,365円
我孫子	1,052円	15,016円
鴨川	769円	29,371円

千葉県

寄居	461円	27,464円
川里	(略)	27,844円
大利根	310円	31,247円
白岡	1,452円	25,147円
菖蒲	406円	24,212円
埼玉栗橋	561円	36,916円
鷲宮	609円	19,152円
杉戸別館	854円	22,716円
第二松伏	737円	16,089円
新庄和	1,266円	42,643円
箕田	450円	11,722円
埼玉滑川	535円	37,674円
児玉	252円	26,224円
慈恩寺	300円	18,756円
神川	193円	37,875円
上里	399円	13,564円
熊谷豊里	122円	39,721円
北川辺	170円	13,514円
行田北河原	128円	43,298円
行田埼玉	188円	35,149円
加須樋造川	(略)	40,670円
高坂	1,273円	13,380円
青山	296円	31,164円
川通	362円	30,030円
みろく	119円	19,563円
埼玉平野	280円	59,939円
幸手八代	376円	37,013円
越生	396円	24,605円
埼玉玉川	257円	19,524円
長瀬	428円	24,377円
上吉田	179円	34,742円
小鹿野	204円	23,025円
両神	222円	34,859円
埼玉荒川	327円	17,656円
埼玉美里	217円	34,668円
埼玉川本	220円	26,393円
寄居男衾	230円	29,584円
駒西	417円	29,422円
高麗	444円	31,274円
鳩山	273円	26,518円
埼玉花園	192円	35,481円
杉戸椿	399円	31,130円
内間木	1,011円	20,651円
名栗	109円	34,317円
東秩父	258円	37,865円
宝珠花	542円	40,632円
さいたま新都	7,737円	129,469円
久喜	1,358円	43,591円
千葉	1,443円	30,341円
千葉南	1,630円	54,392円
幕張	2,194円	54,414円
横橋	603円	26,924円
千葉森	2,221円	23,957円
桜木	1,747円	26,109円
誉田	730円	36,272円
新土気	1,022円	30,263円
高洲	2,089円	66,244円
稲毛	1,957円	21,488円
銚子	432円	38,626円
市川	3,976円	31,338円
鬼高	2,849円	19,022円
浦安行徳	4,188円	36,492円
市川中山	2,732円	61,387円
市川曾谷	3,077円	13,789円
市川原木	2,818円	20,562円
市川大野	1,213円	18,422円
船橋	2,052円	37,951円
薬園台	2,110円	26,761円
船橋本町	5,035円	67,856円
千葉上山	990円	29,465円
千葉豊富	697円	53,736円
二和	1,550円	32,369円
館山	492円	27,249円
木更津富士見	278円	18,393円
下烏田	287円	19,113円
矢那	268円	31,760円
松戸	(略)	52,733円
五香	(略)	31,370円
松戸小金	1,680円	13,865円
松戸高塚	1,365円	20,744円
上花輪	675円	17,163円
川間交換セン	536円	37,751円
佐原	810円	31,807円
茂原別館	490円	26,565円
成田	826円	27,201円
成田赤坂	535円	24,196円
千葉佐倉	616円	26,703円
志津	545円	13,023円
馬渡	340円	17,848円
東金別館	425円	21,990円
八日市場	323円	23,844円

千葉県

鎌ヶ谷	1,054円	30,828円
君津	688円	22,556円
千葉富津	302円	29,878円
浦安	4,010円	16,724円
四街道	1,074円	30,252円
袖ヶ浦	764円	31,109円
八街	269円	24,286円
千葉船穂	844円	18,898円
関宿	429円	26,771円
沼南	541円	25,054円
白井	625円	19,415円
千葉大網	1,342円	42,697円
九十九里	117円	34,652円
成東	234円	73,130円
睦沢	270円	25,484円
長生	257円	23,187円
長柄	232円	34,876円
千葉御宿	488円	13,360円
坂月	3,519円	28,475円
木更津	286円	38,583円
茂原	503円	52,649円
勝浦	246円	43,174円
姉崎	432円	41,578円
富里	1,754円	29,005円
千葉大原	137円	17,451円
野呂	684円	22,024円
千葉清川	275円	42,729円
三ツ堀	(略)	25,321円
成毛	86円	14,951円
千葉三和	459円	34,920円
湖北	466円	26,513円
小名木	635円	11,215円
東高野	213円	19,625円
酒々井	716円	20,600円
小見川	233円	21,217円
十倉	227円	46,222円
千葉野尻	145円	26,421円
四木	127円	36,618円
下総	(略)	8,809円
印旛	219円	24,666円
本笠	141円	18,452円
千葉山田	34円	34,090円
東庄	170円	24,217円
横芝	290円	13,607円
野栄	(略)	9,566円
多古	171円	25,392円
芝山	103円	13,914円
船形	262円	28,085円
千葉一宮	345円	34,917円
本納	262円	31,797円
千葉白子	147円	21,407円
長南	(略)	39,149円
夷隅	216円	17,769円
大多喜	225円	11,405円
白里	135円	21,287円
山武北	105円	30,773円
第二成東	110円	14,661円
有秋	411円	19,276円
千倉	184円	15,966円
三里塚	273円	17,456円
千葉岩根	201円	20,231円
塚原	391円	49,012円
天羽	468円	40,689円
大佐和	162円	8,628円
安食	171円	15,441円
千葉飯岡	136円	12,197円
岬	120円	34,793円
鋸南	2,038円	8,385円
扇島	57円	26,298円
香取	207円	39,572円
千葉未吉	276円	23,421円
久留里	365円	15,582円
千葉清和	211円	22,076円
広岡	192円	28,846円
千葉平川	145円	15,794円
干潟	205円	13,929円
蓮沼	124円	77,812円
給田	131円	27,359円
印西	469円	18,542円
丸山	48円	26,766円
岩戸	(略)	37,262円
千葉茅野	225円	28,746円
千葉岩井	83円	42,963円
千葉光	100円	30,867円
千葉和田	455円	54,158円
天津小湊	(略)	20,634円
八日市場北	141円	47,153円
富浦	402円	41,525円
北多古	67円	32,522円
木更津佐貫	416円	43,149円
木更津三芳	449円	27,286円
千葉白浜	245円	32,260円

千葉旭	467円	28,980円
習志野	2,660円	27,242円
津田沼	2,854円	20,915円
千葉柏	3,797円	38,730円
逆井	(略)	24,258円
田中	1,177円	23,829円
豊四季	1,776円	13,863円
市原	898円	42,671円
千葉八幡	802円	21,708円
辰巳	772円	19,817円
潮又	369円	14,897円
流山	1,137円	21,016円
南流山	2,305円	22,883円
千葉八千代	1,055円	18,934円
吉橋	767円	19,155円
米本	781円	33,210円
我孫子	1,059円	14,512円
鴨川	773円	26,708円
鎌ヶ谷	1,060円	29,551円
君津	689円	20,753円
千葉富津	305円	27,596円
浦安	4,037円	16,644円
四街道	1,073円	28,673円
袖ヶ浦	763円	20,260円
八街	266円	23,061円
千葉船穂	854円	19,241円
関宿	231円	26,087円
沼南	538円	22,877円
白井	628円	17,432円
千葉大網	1,361円	43,213円
九十九里	119円	26,794円
成東	243円	43,219円
睦沢	272円	24,378円
長生	254円	15,869円
長柄	235円	30,393円
千葉御宿	484円	12,990円
坂月	3,522円	26,678円
木更津	291円	38,057円
茂原	507円	50,371円
勝浦	244円	42,682円
姉崎	466円	38,586円
富里	1,755円	27,414円
千葉大原	139円	17,506円
野呂	695円	22,194円
千葉清川	279円	31,496円
三ツ堀	(略)	24,466円
成毛	81円	11,575円
千葉三和	448円	27,217円
湖北	476円	24,654円
小名木	632円	12,129円
東高野	104円	19,568円
酒々井	719円	19,847円
小見川	234円	18,415円
十倉	230円	43,265円
千葉野尻	136円	18,803円
四木	122円	34,119円
下総	(略)	9,166円
印旛	218円	20,756円
本笠	143円	18,252円
千葉山田	36円	29,096円
東庄	169円	21,066円
横芝	292円	14,174円
野栄	(略)	10,009円
多古	174円	22,196円
芝山	100円	13,686円
船形	259円	20,799円
千葉一宮	348円	21,076円
本納	245円	31,042円
千葉白子	146円	21,061円
長南	(略)	34,199円
夷隅	200円	18,167円
大多喜	220円	11,573円
白里	136円	21,811円
山武北	98円	29,772円
第二成東	113円	14,738円
有秋	414円	19,370円
千倉	177円	15,561円
三里塚	272円	17,454円
千葉岩根	202円	19,401円
塚原	377円	46,038円
天羽	461円	33,657円
大佐和	154円	9,047円
安食	167円	15,578円
千葉飯岡	135円	12,534円
岬	121円	19,913円
鋸南	754円	9,082円
扇島	59円	23,775円
香取	200円	34,586円
千葉未吉	234円	22,819円
久留里	340円	15,671円
千葉清和	179円	21,591円
広岡	188円	27,340円

	千葉七浦	141円	49,152円
	犬石	(略)	30,075円
	西岬	118円	47,354円
	千葉亀山	101円	45,734円
	千葉興津	306円	13,762円
	布佐	278円	27,677円
	千葉牛久	292円	13,770円
	千葉戸田	319円	31,222円
	江見	186円	51,693円
	千葉金谷	396円	56,347円
	峰上	237円	37,437円
	海上	359円	35,663円
	北光	59円	14,490円
	大原山田	262円	29,977円
	千葉小湊	174円	32,746円
	鶴舞	228円	27,787円
	高滝	174円	34,798円
	月崎	131円	30,425円
	九美上	72円	47,357円
	殿廻	97円	104,491円
	平三	124円	27,478円
	大栄	87円	21,433円
	栗源	211円	47,574円
	千葉松尾	312円	12,205円
	北芝山	132円	15,619円
	南羽鳥	175円	14,824円
	鴨川仲	146円	24,110円
	古畑	189円	43,781円
	山武南	142円	18,994円
	神崎	236円	70,331円
	庄司	89円	34,576円
	東庄南	137円	52,576円
東京都	大手町 F S	55,681円	102,881円
	霞ヶ関	53,717円	31,791円
	神田	18,452円	27,469円
	駿河台	12,254円	28,565円
	九段	11,441円	14,094円
	丸の内	30,191円	26,472円
	京橋	13,884円	93,870円
	銀座	43,609円	36,446円
	東銀座	35,593円	20,536円
	東京築地	9,000円	48,879円
	茅場兜	8,968円	28,013円
	晴海	9,285円	35,625円
	東京浜町	6,189円	34,318円
	芝	22,454円	36,211円
	東京赤坂	19,961円	13,427円
	東京青山	39,433円	43,826円
	白金	25,635円	33,150円
	東京三田	13,275円	29,437円
	新宿	20,331円	38,380円
	東京大久保	14,680円	34,788円
	四谷	8,831円	37,066円
	牛込	7,354円	30,459円
	西新宿	37,053円	32,332円
	小石川	9,215円	37,174円
	東京大塚	6,686円	81,876円
	駒込第2	8,725円	17,261円
	東京上野	20,186円	48,695円
	浅草	4,927円	37,762円
	吉原	3,183円	54,878円
	墨田	4,744円	54,721円
	本所	4,976円	39,485円
	向島	4,847円	20,772円
	江東	5,542円	65,052円
	東京深川	4,420円	30,115円
	東京城東	4,457円	114,924円
	江東辰巳	3,588円	22,449円
	東京新有明	7,612円	63,159円
	東京大崎	14,505円	59,717円
	荏原	8,179円	29,679円
	品川	7,915円	40,828円
	大田支店埠頭	2,850円	25,668円
	自由ヶ丘	10,682円	26,405円
	目黒本館	7,370円	37,039円
	蒲田	7,314円	23,952円
	東京大森	7,831円	43,269円
	馬込	5,352円	24,605円
	池上	6,505円	29,958円
	羽田	5,217円	78,710円
	田園調布	21,021円	30,819円
	雪ヶ谷	6,403円	25,844円
	矢口	4,773円	52,023円
	世田谷	10,369円	46,093円
	成城	8,582円	20,388円
	砧	8,428円	30,216円
	弦巻	9,920円	38,052円
	東京烏山	7,708円	19,725円
	東京玉川	16,136円	5,459円
	東京瀬田	5,445円	22,705円
	上北沢	7,305円	38,229円
	松沢ビル2	5,584円	29,757円

	千葉平川	146円	15,722円
	千湯	209円	14,088円
	連沼	126円	75,793円
	給田	130円	26,384円
	印西	474円	18,651円
	丸山	47円	21,698円
	岩戸	(略)	34,759円
	千葉茅野	227円	21,938円
	千葉岩井	82円	30,816円
	千葉光	103円	23,130円
	千葉和田	440円	50,278円
	天津小湊	(略)	20,901円
	八日市場北	143円	44,508円
	富浦	389円	26,663円
	北多古	66円	30,604円
	木更津佐貫	395円	40,747円
	木更津三芳	448円	20,214円
	千葉白浜	240円	25,511円
	千葉七浦	140円	45,870円
	犬石	(略)	29,245円
	西岬	115円	34,835円
	千葉亀山	102円	42,911円
	千葉興津	303円	13,638円
	布佐	257円	27,061円
	千葉牛久	294円	13,988円
	千葉戸田	306円	29,212円
	江見	181円	42,107円
	千葉金谷	404円	46,437円
	峰上	229円	35,705円
	海上	361円	28,868円
	北光	60円	14,583円
	大原山田	251円	28,839円
	千葉小湊	162円	27,911円
	鶴舞	223円	26,349円
	高滝	177円	32,535円
	月崎	132円	29,154円
	九美上	71円	35,732円
	殿廻	102円	96,482円
	平三	122円	26,112円
	大栄	86円	20,848円
	栗源	208円	41,007円
	千葉松尾	308円	12,126円
	北芝山	133円	15,697円
	南羽鳥	179円	15,070円
	鴨川仲	149円	20,105円
	古畑	188円	38,774円
	山武南	143円	18,899円
	神崎	233円	63,248円
	庄司	87円	33,730円
	東庄南	150円	45,569円
東京都	大手町 F S	53,973円	96,949円
	霞ヶ関	57,496円	31,018円
	神田	16,604円	24,123円
	駿河台	11,045円	26,242円
	九段	10,585円	13,360円
	丸の内	28,580円	25,118円
	京橋	12,105円	89,367円
	銀座	37,628円	34,221円
	東銀座	32,850円	18,992円
	東京築地	7,865円	44,601円
	茅場兜	8,046円	25,495円
	晴海	8,446円	31,965円
	東京浜町	5,592円	32,648円
	芝	20,682円	32,603円
	東京赤坂	19,601円	14,732円
	東京青山	36,568円	41,566円
	白金	24,362円	31,110円
	東京三田	12,355円	29,055円
	新宿	18,725円	36,638円
	東京大久保	13,284円	32,613円
	四谷	8,218円	31,670円
	牛込	7,052円	28,877円
	西新宿	32,390円	28,468円
	小石川	7,552円	36,142円
	東京大塚	7,905円	76,737円
	駒込第2	8,484円	15,750円
	東京上野	17,414円	43,720円
	浅草	4,254円	33,776円
	吉原	3,020円	35,378円
	墨田	4,469円	52,617円
	本所	4,679円	38,106円
	向島	4,518円	32,039円
	江東	5,145円	59,989円
	東京深川	4,061円	29,664円
	東京城東	4,422円	44,220円
	江東辰巳	3,829円	20,613円
	東京新有明	7,146円	54,241円
	東京大崎	13,521円	50,337円
	荏原	7,474円	28,850円
	品川	7,528円	31,390円
	大田支店埠頭	4,009円	23,496円
	自由ヶ丘	10,355円	23,583円

東渋谷	38,166円	46,144円
代々木	11,615円	17,692円
渋谷	33,769円	24,215円
東京野方	8,678円	51,797円
東京中野	13,049円	49,413円
高円寺	7,301円	51,060円
杉並	7,120円	37,754円
井草	13,145円	58,976円
荻窪	5,358円	23,269円
久我山	7,714円	41,748円
池袋	7,372円	60,801円
巣鴨	4,205円	45,727円
落合別館	6,974円	49,349円
十条	6,165円	32,074円
王子	3,323円	58,671円
田端尾久	5,480円	55,197円
赤羽営業別館	5,284円	24,650円
東京荒川	2,635円	88,491円
板橋	4,852円	49,868円
成増	4,958円	30,959円
志村	4,707円	32,954円
南板橋別館	6,773円	17,567円
北町	4,261円	45,759円
練馬	5,522円	43,706円
東京大泉	5,335円	27,384円
関町	5,143円	20,376円
西練馬	5,072円	40,102円
石神井	5,062円	28,172円
梅島	3,500円	61,245円
千住	4,505円	57,031円
西新井	3,363円	35,298円
竹の塚	3,840円	47,725円
東京綾瀬	2,965円	38,979円
葛飾	4,136円	61,723円
亀有	4,013円	49,411円
金町	4,410円	28,502円
江戸川別館	3,346円	56,322円
小岩	3,841円	39,811円
葛西	4,184円	47,715円
東江戸川	3,484円	46,157円
八王子元横山	2,313円	18,651円
八王子浅川	1,944円	40,471円
八王子明神	2,343円	37,589円
八王子由木	2,279円	46,722円
八王子片倉 (略)		24,784円
八王子滝山	1,725円	13,397円
八王子新明神	2,367円	30,997円
立川砂川	3,151円	27,952円
新立川	4,729円	20,929円
武蔵野	16,842円	38,305円
吉祥寺	8,997円	46,101円
武蔵境	4,912円	26,109円
三鷹	5,678円	31,507円
青梅	891円	20,535円
青梅東	1,351円	13,802円
武蔵府中	5,096円	32,277円
昭島	4,919円	41,683円
調布	4,250円	32,730円
町田	3,156円	33,838円
鶴川	3,363円	28,411円
町田忠生	1,525円	22,476円
町田北忠生	3,172円	26,177円
町田鶴間	2,186円	12,778円
小金井	10,340円	39,882円
東京小平	3,086円	27,762円
東京日野	5,718円	17,385円
日野高幡	3,240円	33,246円
東村山	1,940円	52,888円
東京国分寺	4,918円	39,308円
国立	4,125円	15,437円
田無	3,636円	30,293円
保谷	3,861円	20,698円
福生	2,249円	18,292円
狛江	3,590円	23,587円
村山大和	2,502円	34,370円
清瀬	2,693円	18,767円
東久留米	2,790円	36,178円
武蔵村山	2,705円	48,636円
多摩	2,500円	39,532円
稲城長沼	4,760円	28,121円
稲城浜	2,586円	24,196円
福生秋川	2,406円	24,540円
福生羽村	5,079円	31,814円
福生瑞穂	2,446円	20,058円
福生日の出	1,351円	26,353円
八王子恩方	2,666円	39,818円
伊豆大島	247円	142,626円
三宅島	121円	82,120円
八丈島	370円	60,828円
九段別棟	11,441円	104,390円
五日市	1,639円	42,745円
東京大崎2	14,243円	32,537円

目黒本館	6,981円	34,910円
蒲田	5,508円	23,338円
東京大森	7,257円	41,002円
馬込	5,524円	22,320円
池上	6,280円	29,113円
羽田	5,100円	74,664円
田園調布	20,732円	30,402円
雪ヶ谷	6,516円	23,914円
矢口	4,562円	32,500円
世田谷	9,406円	44,216円
成城	9,189円	19,703円
砧	8,559円	28,835円
弦巻	10,176円	35,864円
東京烏山	6,521円	18,580円
東京玉川	16,274円	10,860円
東京瀬田	4,982円	21,735円
上北沢	7,211円	35,830円
松沢ビル2	5,325円	29,320円
東渋谷	34,348円	36,751円
代々木	9,024円	17,541円
渋谷	30,404円	23,462円
東京野方	8,725円	47,670円
東京中野	14,615円	44,808円
高円寺	7,372円	46,430円
杉並	6,204円	35,539円
井草	13,272円	55,922円
荻窪	5,044円	21,155円
久我山	7,035円	38,239円
池袋	7,861円	56,894円
巣鴨	4,101円	44,285円
落合別館	6,765円	47,026円
十条	5,684円	31,072円
王子	3,257円	48,381円
田端尾久	5,068円	41,891円
赤羽営業別館	4,839円	22,637円
東京荒川	2,488円	62,568円
板橋	4,316円	46,739円
成増	4,865円	29,429円
志村	4,615円	31,339円
南板橋別館	6,536円	15,180円
北町	4,278円	41,089円
練馬	5,445円	42,781円
東京大泉	5,640円	26,034円
関町	4,466円	18,473円
西練馬	5,341円	37,624円
石神井	4,066円	28,258円
梅島	3,431円	57,626円
千住	4,110円	40,798円
西新井	3,032円	33,451円
竹の塚	3,572円	45,738円
東京綾瀬	2,597円	39,416円
葛飾	4,104円	44,213円
亀有	3,870円	33,303円
金町	3,499円	27,444円
江戸川別館	3,326円	53,096円
小岩	4,015円	34,574円
葛西	3,100円	43,951円
東江戸川	3,047円	44,312円
八王子元横山	1,937円	18,313円
八王子浅川	1,934円	39,495円
八王子明神	2,460円	34,299円
八王子由木	2,265円	31,453円
八王子片倉 (略)		25,001円
八王子滝山	1,705円	13,658円
八王子新明神	2,502円	29,624円
立川砂川	3,521円	26,207円
新立川	5,137円	17,712円
武蔵野	15,829円	36,102円
吉祥寺	8,394円	42,252円
武蔵境	5,070円	24,675円
三鷹	5,440円	31,193円
青梅	800円	19,331円
青梅東	1,410円	13,212円
武蔵府中	5,095円	28,298円
昭島	4,956円	35,443円
調布	4,300円	30,450円
町田	3,378円	25,025円
鶴川	3,367円	25,041円
町田忠生	1,836円	20,062円
町田北忠生	3,179円	26,508円
町田鶴間	1,924円	13,764円
小金井	8,602円	37,371円
東京小平	2,768円	24,896円
東京日野	6,753円	16,292円
日野高幡	3,344円	31,087円
東村山	2,253円	42,027円
東京国分寺	4,763円	37,787円
国立	4,089円	16,323円
田無	3,649円	28,970円
保谷	3,777円	19,337円
福生	2,267円	17,412円
狛江	2,793円	19,873円

	蔵前	4,698円	100,108円
	八王子下川口	1,426円	18,425円
	青梅吉野	1,800円	23,332円
	中ノ郷	75円	192,110円
	青梅小曾木	494円	123,781円
	青梅沢井	670円	73,318円
	福生捨原	456円	19,840円
	青梅奥多摩	720円	15,536円
	青梅古里	569円	33,190円
	東江戸川別館	3,484円	67,346円
	津久井青野原	594円	13,154円
	新島	85円	73,148円
	神津島	71円	301,268円
	小笠原父島	495円	55,749円
神奈川県	相模原	(略)	35,007円
	相模大野	3,395円	15,557円
	神奈川橋本	5,909円	27,727円
	相模原田名	1,091円	20,125円
	相模原麻溝	1,497円	52,053円
	新相模原	2,132円	91,780円
	津久井城山	(略)	19,099円
	津久井	720円	44,769円
	鶴見営業所2	4,379円	55,091円
	東寺尾	5,681円	47,356円
	松見	3,775円	35,780円
	横浜北	8,432円	32,732円
	神奈川新町	2,084円	24,064円
	横浜中	3,203円	45,900円
	本牧	4,194円	72,830円
	横浜長者町	2,365円	53,796円
	横浜港	3,203円	45,771円
	横浜南	2,333円	37,394円
	保土ヶ谷	2,254円	50,561円
	希望が丘西谷	2,878円	30,959円
	横浜今井	2,692円	32,764円
	磯子	2,017円	57,413円
	杉田	8,518円	36,422円
	横浜金沢	1,740円	23,815円
	港北NT	4,123円	45,025円
	綱島	3,253円	39,017円
	日吉	15,894円	34,417円
	小机	5,004円	35,847円
	東山田	4,744円	42,325円
	戸塚	2,704円	59,504円
	神奈川平戸	3,246円	34,260円
	小雀	2,484円	29,746円
	港南	3,036円	38,179円
	港洋	5,874円	32,151円
	希望が丘	2,734円	23,792円
	神奈川若葉台	2,445円	28,877円
	都岡	2,056円	24,417円
	神奈川中山	4,665円	78,228円
	美しが丘	5,527円	30,153円
	長津田	5,318円	54,790円
	谷本	6,452円	28,482円
	荏田	7,559円	15,173円
	すみよし台	6,445円	35,693円
	瀬谷	2,338円	33,987円
	戸塚本郷	1,802円	22,584円
	神奈川泉	5,259円	42,618円
	岡津	2,577円	79,775円
	渡田	2,586円	52,058円
	川崎臨港	3,091円	55,261円
	川崎別館	3,272円	41,889円
	幸	4,957円	21,918円
	幸加瀬	3,541円	30,782円
	川崎北	12,263円	60,530円
	川崎北木月	5,545円	80,750円
	溝ノ口	6,468円	65,428円
	神奈川大塚	3,441円	25,367円
	川崎北子母口	3,980円	26,799円
	登戸	10,910円	38,263円
	菅	2,793円	45,023円
	川崎北菅生	2,204円	31,677円
	登戸百合ヶ丘	3,730円	54,917円
	柿生	4,023円	29,384円
	横須賀南	317円	41,493円
	衣笠	1,721円	29,026円
	横須賀別館	1,290円	38,385円
	追浜	1,460円	58,991円
	南久里浜	1,220円	28,351円
	武山	662円	38,008円
	野比	1,741円	19,425円
	平塚	2,957円	25,003円
	平塚中里	1,936円	44,657円
	田村	1,729円	18,101円
	新金目	876円	23,924円
	神奈川鎌倉	4,580円	41,310円
	大船	4,238円	48,357円
	鎌倉腰越	1,853円	38,454円
	神奈川藤沢	2,064円	135,958円
	藤沢支別棟C	2,064円	30,501円

	村山大和	2,414円	30,500円
	清瀬	2,923円	18,149円
	東久留米	2,607円	32,199円
	武蔵村山	2,745円	47,081円
	多摩	2,048円	37,676円
	稲城長沼	4,804円	25,028円
	稲城坂浜	2,574円	22,282円
	福生秋川	2,882円	22,342円
	福生羽村	5,117円	27,695円
	福生瑞穂	2,296円	19,237円
	福生日の出	1,361円	25,637円
	八王子恩方	2,671円	30,307円
	伊豆大島	236円	96,296円
	三宅島	122円	77,343円
	八丈島	367円	56,200円
	九段別棟	10,551円	88,832円
	五日市	1,627円	39,431円
	東京大崎2	13,521円	29,188円
	蔵前	3,301円	96,429円
	八王子下川口	1,419円	17,987円
	青梅吉野	1,523円	23,812円
	中ノ郷	80円	178,936円
	青梅小曾木	445円	116,218円
	青梅沢井	560円	68,689円
	福生捨原	339円	19,545円
	青梅奥多摩	682円	15,933円
	青梅古里	547円	32,510円
	東江戸川別館	3,373円	65,601円
	津久井青野原	564円	13,535円
	新島	84円	69,214円
	神津島	75円	277,446円
	小笠原父島	440円	55,555円
神奈川県	相模原	(略)	33,209円
	相模大野	3,347円	14,465円
	神奈川橋本	6,025円	25,151円
	相模原田名	1,154円	17,967円
	相模原麻溝	1,523円	48,204円
	新相模原	2,158円	86,872円
	津久井城山	(略)	19,269円
	津久井	744円	41,601円
	鶴見営業所2	4,189円	44,384円
	東寺尾	5,748円	34,989円
	松見	4,148円	31,558円
	横浜北	8,456円	31,381円
	神奈川新町	2,834円	25,243円
	横浜中	2,714円	44,233円
	本牧	3,871円	63,070円
	横浜長者町	2,279円	40,890円
	横浜港	2,924円	42,741円
	横浜南	2,302円	31,418円
	保土ヶ谷	2,330円	44,908円
	希望が丘西谷	2,918円	21,464円
	横浜今井	2,723円	30,880円
	磯子	2,007円	53,893円
	杉田	8,553円	33,469円
	横浜金沢	1,727円	23,906円
	港北NT	4,170円	44,102円
	綱島	3,515円	35,436円
	日吉	15,658円	33,044円
	小机	4,957円	33,893円
	東山田	4,755円	35,963円
	戸塚	2,705円	45,304円
	神奈川平戸	3,250円	25,418円
	小雀	2,487円	27,394円
	港南	3,073円	30,610円
	港洋	5,798円	31,367円
	希望が丘	2,757円	24,260円
	神奈川若葉台	2,472円	28,367円
	都岡	2,080円	22,947円
	神奈川中山	4,730円	74,185円
	美しが丘	5,526円	27,956円
	長津田	5,330円	51,058円
	谷本	6,438円	24,752円
	荏田	7,540円	13,399円
	すみよし台	6,480円	35,111円
	瀬谷	2,386円	29,718円
	戸塚本郷	1,805円	21,674円
	神奈川泉	5,296円	38,523円
	岡津	2,604円	53,524円
	渡田	2,920円	44,826円
	川崎臨港	3,070円	47,900円
	川崎別館	3,299円	40,459円
	幸	5,117円	20,359円
	幸加瀬	3,547円	27,386円
	川崎北	11,902円	40,500円
	川崎北木月	5,611円	52,800円
	溝ノ口	6,298円	50,381円
	神奈川大塚	3,447円	24,575円
	川崎北子母口	3,844円	25,334円
	登戸	10,711円	36,131円
	菅	2,779円	28,923円
	川崎北菅生	2,162円	34,361円

長後堂別棟	1,641円	17,545円
藤沢新辻堂	6,750円	23,666円
善行	2,286円	34,911円
御所見	721円	23,087円
大庭	1,813円	37,590円
小田原	1,040円	65,393円
国府津	2,137円	33,918円
小田原谷津	2,150円	22,868円
小田原橋	728円	42,669円
富水	665円	30,205円
茅ヶ崎	3,439円	25,998円
茅ヶ崎松林	2,437円	44,478円
逗子	3,804円	46,875円
神奈川三浦	573円	33,077円
南下浦3	913円	34,239円
秦野	804円	43,152円
西秦野	1,292円	39,735円
鶴巻	2,586円	24,268円
北秦野	942円	41,095円
厚木支別棟	1,857円	49,692円
厚木岡田	1,432円	26,437円
荻野	1,193円	47,026円
依知	1,015円	16,819円
愛名	805円	20,006円
神奈川大和	1,384円	28,167円
大和下鶴間	1,755円	36,894円
桜ヶ丘	1,945円	52,471円
伊勢原	2,404円	29,088円
海老名	3,197円	48,922円
中河内	1,500円	27,651円
座間	1,479円	38,154円
南足柄別館	904円	19,340円
神奈川綾瀬	1,329円	27,072円
神奈川葉山	2,224円	35,756円
東葉山	1,802円	38,492円
寒川	1,362円	29,395円
大磯	2,082円	35,989円
二宮	2,094円	27,762円
神奈川中井	(略)	42,258円
松田	1,028円	37,467円
神奈川山北	472円	52,599円
箱根	532円	29,814円
湯河原別館	838円	23,252円
神奈川中津	866円	41,971円
神奈川田浦	(略)	37,992円
愛川	367円	42,681円
下曽我	843円	43,853円
箱根町	816円	119,088円
湯本	823円	69,874円
真鶴	686円	58,782円
八王子内郷	428円	24,378円
八王子藤野	733円	56,120円
松輪	734円	46,761円
日吉営業所B	13,243円	44,751円
仙石原	647円	140,007円
関屋	(略)	24,118円
坂井輪	811円	13,567円
新潟東	508円	45,100円
小金	709円	24,639円
山二ツ	842円	22,350円
新潟	600円	52,022円
長岡	374円	49,661円
関原	295円	14,553円
南長岡	(略)	29,610円
西長岡	617円	26,594円
北長岡	330円	21,526円
三条	481円	24,172円
柏崎別	355円	24,923円
新発田	294円	23,876円
新津	320円	17,614円
小千谷	413円	16,253円
越後加茂	245円	25,714円
十日町	427円	17,610円
見附	251円	20,872円
村上	461円	25,465円
廿六木	(略)	15,865円
糸魚川別	495円	14,977円
新井	208円	15,357円
五泉西	316円	20,769円
越後白根	525円	26,452円
上越	276円	43,493円
高田	332円	35,797円
聖籠	92円	15,075円
越後亀田	409円	17,111円
越後吉田	213円	23,626円
巻	436円	12,421円
南三条	205円	14,931円
越後湯沢	260円	34,260円
塩沢	(略)	21,099円
六日町	454円	35,129円
越後大崎	106円	40,606円
安塚	36円	21,527円

新潟県

登戸百合ヶ丘	3,636円	40,323円
柿生	4,047円	28,324円
横須賀南	474円	38,366円
衣笠	1,676円	28,371円
横須賀別館	1,288円	35,117円
追浜	1,454円	40,793円
南久里浜	1,188円	25,823円
武山	657円	34,497円
野比	1,753円	20,107円
平塚	2,958円	24,128円
平塚中里	2,001円	30,695円
田村	1,741円	17,441円
新金目	863円	23,692円
神奈川鎌倉	4,668円	28,480円
大船	4,321円	38,048円
鎌倉藤越	1,862円	34,350円
神奈川藤沢	2,039円	109,971円
藤沢支別棟C	2,063円	29,749円
長後堂別棟	1,643円	18,529円
藤沢新辻堂	6,879円	23,064円
善行	3,214円	31,960円
御所見	725円	22,018円
大庭	1,828円	25,778円
小田原	1,043円	62,615円
国府津	2,125円	32,770円
小田原谷津	2,148円	21,802円
小田原橋	702円	40,429円
富水	661円	28,075円
茅ヶ崎	3,548円	25,133円
茅ヶ崎松林	2,521円	39,301円
逗子	3,903円	43,291円
神奈川三浦	549円	31,256円
南下浦3	948円	33,338円
秦野	795円	31,325円
西秦野	1,269円	37,360円
鶴巻	2,571円	24,294円
北秦野	941円	38,470円
厚木支別棟	1,816円	41,506円
厚木岡田	1,466円	26,124円
荻野	1,197円	30,321円
依知	1,017円	16,618円
愛名	834円	20,280円
神奈川大和	1,437円	26,671円
大和下鶴間	1,939円	35,540円
桜ヶ丘	1,936円	36,952円
伊勢原	2,137円	27,814円
海老名	3,258円	38,264円
中河内	1,510円	27,095円
座間	1,472円	33,812円
南足柄別館	895円	20,387円
神奈川綾瀬	1,344円	24,499円
神奈川葉山	2,299円	33,672円
東葉山	1,831円	35,960円
寒川	1,387円	27,517円
大磯	2,072円	35,418円
二宮	2,067円	26,200円
神奈川中井	(略)	40,000円
松田	1,025円	33,869円
神奈川山北	477円	48,881円
箱根	475円	30,115円
湯河原別館	717円	21,993円
神奈川中津	857円	39,253円
神奈川田浦	(略)	34,530円
愛川	369円	41,024円
下曽我	844円	40,908円
箱根町	803円	101,821円
湯本	815円	64,302円
真鶴	684円	60,467円
八王子内郷	397円	23,881円
八王子藤野	675円	52,235円
松輪	636円	43,599円
日吉営業所B	12,643円	41,621円
仙石原	678円	131,122円
関屋	(略)	23,710円
坂井輪	818円	13,365円
新潟東	512円	42,724円
小金	714円	23,501円
山二ツ	867円	21,467円
新潟	603円	50,098円
長岡	362円	40,104円
関原	282円	14,315円
南長岡	(略)	29,322円
西長岡	620円	26,609円
北長岡	331円	20,903円
三条	477円	23,608円
柏崎別	345円	23,487円
新発田	290円	22,779円
新津	319円	16,910円
小千谷	396円	16,808円
越後加茂	238円	24,291円
十日町	422円	16,206円
見附	255円	20,532円

新潟県

佐和田南	257円	22,698円
両津	157円	15,645円
小出	379円	24,029円
内野交換所2	955円	40,600円
南新潟	180円	14,938円
与板	184円	23,427円
和島	90円	25,451円
第二三条	316円	13,188円
川東	(略)	20,720円
紫雲寺	76円	12,576円
中条	239円	17,048円
大野町	484円	24,068円
松浜東	292円	30,757円
越後豊栄	492円	14,581円
石山東	720円	20,803円
下田第一	428円	17,634円
今町	386円	15,827円
水原	343円	47,872円
横越	321円	10,379円
分水	280円	18,675円
田上	150円	12,171円
寺泊	125円	25,043円
堀之内	282円	22,825円
村松	247円	16,535円
越後安田	(略)	22,908円
小須戸	294円	22,838円
弥彦	284円	55,143円
岩室	114円	7,213円
越後荒川	236円	23,664円
津川	177円	14,771円
月岡	199円	31,630円
刈羽	385円	21,301円
千手	133円	29,064円
栃尾	251円	21,192円
越後曾根	199円	17,975円
月潟	80円	43,474円
越後三川	92円	23,030円
出雲崎	184円	18,814円
石打	244円	20,591円
津南	346円	24,381円
越後板倉	(略)	17,537円
関川	216円	29,038円
新潟朝日	29円	13,819円
岩船	222円	11,345円
土市	161円	16,355円
京ヶ瀬	165円	44,529円
鷺野町	188円	25,241円
越後川口	135円	17,357円
広神	115円	43,188円
土樽	114円	21,862円
越後大和	172円	15,915円
越後大潟	303円	12,961円
頸城	106円	23,561円
神林	(略)	29,092円
菅谷	(略)	11,266円
鯖石	147円	19,104円
太郎代	133円	18,514円
越路	331円	7,572円
能生	297円	22,566円
青海	171円	22,116円
妙高高原	137円	33,379円
越後三和	102円	45,407円
越後小国	300円	14,229円
楡島	74円	20,787円
越後三国	30円	17,147円
越後松代	165円	16,248円
松之山	109円	24,712円
越後山北	396円	17,517円
越後片貝	272円	17,152円
乙	58円	63,221円
越後黒川	319円	20,605円
守門	85円	22,649円
城内	128円	17,794円
五日町	132円	43,463円
高柳	77円	21,552円
越後西山	93円	19,987円
越後中郷	67円	33,228円
妙高	156円	26,830円
梶屋敷	164円	26,634円
佐渡小木	306円	28,514円
佐渡相川	223円	11,797円
赤泊	59円	10,467円
佐渡金井	121円	29,382円
真野	144円	40,849円
名柄	98円	49,058円
栃尾南	28円	24,443円
越後野田	79円	18,603円
高士	(略)	13,794円
越後築地	130円	19,886円
湯東	154円	12,355円
牧村	49円	15,751円
柿崎	148円	23,900円

村上	438円	24,031円
廿六木	(略)	15,004円
糸魚川別	451円	14,692円
新井	197円	14,667円
五泉西	314円	20,443円
越後白根	518円	25,635円
上越	274円	29,867円
高田	321円	33,533円
聖籠	89円	15,355円
越後亀田	441円	16,608円
越後吉田	210円	21,517円
巻	410円	13,007円
南三条	192円	15,779円
越後湯沢	255円	33,008円
塩沢	(略)	21,464円
六日町	455円	34,310円
越後大崎	108円	36,325円
安塚	34円	21,431円
佐和田南	300円	14,914円
両津	151円	14,826円
小出	375円	22,370円
内野交換所2	954円	39,029円
南新潟	155円	14,672円
与板	177円	15,041円
和島	84円	24,240円
第二三条	315円	14,021円
川東	(略)	20,618円
紫雲寺	75円	12,414円
中条	231円	16,272円
大野町	469円	21,854円
松浜東	286円	27,809円
越後豊栄	501円	13,641円
石山東	776円	20,672円
下田第一	399円	16,210円
今町	374円	15,784円
水原	344円	42,973円
横越	338円	11,565円
分水	279円	18,953円
田上	143円	13,089円
寺泊	122円	19,260円
堀之内	278円	23,076円
村松	242円	15,668円
越後安田	(略)	22,923円
小須戸	291円	22,274円
弥彦	277円	50,534円
岩室	110円	7,776円
越後荒川	238円	23,554円
津川	173円	15,439円
月岡	193円	31,318円
刈羽	379円	20,640円
千手	125円	23,149円
栃尾	252円	20,247円
越後曾根	190円	18,549円
月潟	79円	40,969円
越後三川	91円	24,753円
出雲崎	178円	19,355円
石打	229円	21,403円
津南	323円	25,133円
越後板倉	(略)	18,678円
関川	197円	24,798円
新潟朝日	27円	15,604円
岩船	199円	11,088円
土市	167円	16,029円
京ヶ瀬	156円	37,833円
鷺野町	173円	27,824円
越後川口	131円	16,274円
広神	111円	41,433円
土樽	112円	23,339円
越後大和	162円	15,291円
越後大潟	282円	14,684円
頸城	96円	25,142円
神林	(略)	24,052円
菅谷	(略)	13,194円
鯖石	134円	18,785円
太郎代	134円	17,604円
越路	317円	8,973円
能生	288円	21,973円
青海	151円	21,048円
妙高高原	135円	31,515円
越後三和	96円	46,486円
越後小国	285円	15,440円
楡島	69円	21,264円
越後三国	32円	18,496円
越後松代	154円	16,237円
松之山	106円	24,863円
越後山北	379円	17,260円
越後片貝	243円	16,833円
乙	52円	55,787円
越後黒川	292円	13,581円
守門	80円	22,163円
城内	123円	18,466円
五日町	125円	41,753円

	越後吉川	135円	18,934円
	赤倉	725円	101,583円
	岩沢	280円	16,005円
	秋山郷	11円	45,441円
	佐渡畑野	198円	13,685円
	羽茂	215円	29,047円
	越後田沢	412円	27,270円
	塩野町	146円	33,908円
	新穂	243円	33,464円
	甲府	(略)	44,248円
	甲府北	776円	39,051円
	甲府南	677円	43,788円
	山梨吉田	607円	37,366円
	都留	267円	28,090円
	東山梨	354円	24,206円
	大月局舎2	727円	22,201円
	韭崎	492円	24,013円
	勝沼	406円	67,011円
	石和	376円	24,531円
	飯沢青柳	(略)	21,478円
	身延	265円	14,275円
	新竜王	469円	94,889円
	山梨昭和	416円	33,453円
	田富	431円	39,288円
	小笠原	360円	22,282円
	忍野	355円	41,457円
	山中湖	(略)	33,231円
	上野原局舎	419円	19,996円
	敷島	546円	45,410円
	塩山	396円	21,488円
	春日居	228円	51,033円
	市川大門	(略)	55,496円
	山梨白根	228円	52,344円
	山梨双葉	365円	50,068円
	山梨高根	266円	57,397円
	長坂	122円	38,173円
	山梨大泉	235円	63,674円
	山梨曾根	259円	25,672円
	小淵沢	118円	36,832円
	河口湖	467円	33,170円
	山梨八代	239円	46,799円
	甲斐明野	256円	14,859円
	山梨一宮	239円	40,403円
	中富	263円	17,406円
	南部	412円	19,617円
	須玉	381円	20,132円
	白州	226円	11,306円
	下部	276円	30,285円
	大月東	532円	9,002円
	山梨六郷	344円	28,371円
	山梨清里	355円	18,293円
	鳴沢	(略)	55,980円
	大目	129円	12,383円
	小沼	410円	41,086円
	田富局舎2	431円	49,119円
	牧丘	233円	64,653円
	山梨平野	183円	14,687円
	早川	(略)	11,210円
長野県	信濃吉田	(略)	36,803円
	後町	587円	32,529円
	南長野	505円	26,650円
	信濃古里	206円	18,717円
	大豆島	333円	13,534円
	村井	841円	25,562円
	西松本	214円	24,165円
	南松本	848円	26,802円
	信濃上田	438円	24,864円
	信濃大屋	455円	19,390円
	信濃塩田	575円	28,221円
	岡谷	310円	29,153円
	飯田	371円	22,914円
	信濃山本	322円	15,539円
	諏訪	305円	13,888円
	須坂	530円	20,427円
	小諸	224円	23,767円
	伊那	332円	29,497円
	駒ヶ根	310円	17,767円
	信濃中野	413円	43,534円
	信濃大町	229円	19,722円
	信濃茅野	311円	12,954円
	塩尻	754円	12,687円
	更埴	394円	9,751円
	信濃佐久	374円	31,565円
	岩村田	369円	17,230円
	軽井沢	2,080円	18,049円
	中軽井沢	263円	15,634円
	丸子	134円	16,893円
	東部	304円	16,550円
	下諏訪	473円	31,051円
	辰野	260円	11,018円
	箕輪	293円	19,356円
	豊科	485円	20,155円

	高柳	72円	21,003円
	越後西山	89円	21,334円
	越後中郷	63円	31,664円
	妙高	153円	26,600円
	梶屋敷	153円	26,108円
	佐渡小木	297円	18,845円
	佐渡相川	197円	11,095円
	赤泊	61円	11,543円
	佐渡金井	351円	26,778円
	真野	147円	29,700円
	名柄	97円	52,747円
	栃尾南	29円	24,960円
	越後野田	75円	18,201円
	高士	(略)	15,448円
	越後築地	119円	19,583円
	潟東	155円	12,942円
	牧村	45円	17,014円
	柿崎	142円	22,494円
	越後吉川	126円	19,530円
	赤倉	696円	62,533円
	岩沢	273円	17,269円
	秋山郷	14円	48,506円
	佐渡畑野	179円	13,474円
	羽茂	205円	19,625円
	越後田沢	390円	25,953円
	塩野町	144円	29,202円
	新穂	218円	24,244円
	東長岡	120円	10,872円
	飛渡	22円	72,986円
	五十沢	82円	60,689円
	甲府	(略)	35,150円
	甲府北	779円	37,128円
	甲府南	674円	39,841円
	山梨吉田	610円	32,758円
	都留	254円	27,100円
	東山梨	355円	23,524円
	大月局舎2	728円	22,245円
	韭崎	484円	22,464円
	勝沼	400円	61,810円
	石和	129円	23,765円
	飯沢青柳	(略)	19,973円
	身延	258円	14,894円
	新竜王	477円	88,658円
	山梨昭和	405円	31,981円
	田富	441円	37,379円
	小笠原	358円	22,284円
	忍野	356円	38,825円
	山中湖	(略)	31,311円
	上野原局舎	420円	20,352円
	敷島	543円	43,258円
	塩山	399円	19,813円
	春日居	225円	48,367円
	市川大門	(略)	52,282円
	山梨白根	227円	48,972円
	山梨双葉	370円	47,112円
	山梨高根	252円	55,001円
	長坂	117円	36,332円
	山梨大泉	223円	61,167円
	山梨曾根	244円	25,795円
	小淵沢	132円	35,136円
	河口湖	469円	30,933円
	山梨八代	235円	43,751円
	甲斐明野	242円	15,072円
	山梨一宮	229円	38,492円
	中富	250円	18,139円
	南部	398円	19,457円
	須玉	368円	20,324円
	白州	222円	11,571円
	下部	240円	28,307円
	大月東	506円	8,969円
	山梨六郷	343円	28,180円
	山梨清里	342円	18,711円
	鳴沢	(略)	52,587円
	大目	183円	13,218円
	小沼	408円	38,308円
	田富局舎2	435円	47,120円
	牧丘	217円	61,200円
	山梨平野	180円	14,789円
	早川	(略)	10,963円
長野県	信濃吉田	(略)	33,034円
	後町	588円	29,643円
	南長野	506円	25,332円
	信濃古里	201円	19,300円
	大豆島	344円	14,386円
	村井	845円	24,087円
	西松本	247円	22,633円
	南松本	859円	24,344円
	信濃上田	447円	23,840円
	信濃大屋	432円	18,243円
	信濃塩田	561円	27,596円
	岡谷	275円	27,514円
	飯田	359円	22,167円

穂高	543円	9,147円
白馬	181円	11,468円
坂城	287円	13,775円
戸倉上山田	401円	12,116円
野沢温泉	(略)	10,665円
松本東館	725円	27,282円
浅間	1,582円	59,202円
信濃飯山	211円	12,903円
御代田	234円	14,965円
信濃富士見	460円	5,829円
信濃原	207円	11,399円
信濃阿南	106円	22,334円
木曾	24円	19,274円
明科	349円	7,564円

信濃山本	309円	15,227円
諏訪	301円	13,630円
須坂	531円	18,483円
小諸	225円	19,610円
伊那	318円	24,376円
駒ヶ根	311円	16,269円
信濃中野	386円	33,917円
信濃大町	228円	19,141円
信濃茅野	309円	13,350円
塩尻	743円	12,116円
更埴	391円	8,750円
信濃佐久	377円	30,618円
岩村田	362円	17,915円
軽井沢	2,061円	16,627円

生坂	92円	31,820円
波田	533円	10,568円
信濃三郷	496円	6,908円
信濃池田	188円	17,408円
神城	217円	12,136円
小布施	425円	16,034円
湯田中	287円	16,704円
信濃豊野	462円	26,965円
飯綱	208円	10,987円
平岡	141円	22,004円
上松	198円	11,793円
木曾楢川	270円	24,341円
四賀	215円	37,619円
梓川	200円	19,048円
小谷話交換	229円	17,014円
七二会	34円	10,499円
若穂	180円	25,538円
信濃松代	287円	15,710円
浦里	(略)	27,894円
信濃常盤	62円	30,697円
臼田	211円	13,330円
高野町	118円	24,411円
野辺山	(略)	20,025円
南軽井沢	117円	12,256円
望月	142円	20,802円
信濃芦田	68円	12,305円
信濃長門	83円	32,292円
真田	47円	15,501円
武石	67円	14,298円
青木	(略)	28,676円
高遠	216円	10,477円
信濃小野	61円	21,792円
飯島	192円	17,069円
信濃宮田	198円	42,666円
信濃松川	234円	17,096円
市田	289円	12,084円
阿智	68円	13,316円
麻績	101円	11,216円
信濃山形	100円	10,176円
信濃朝日	86円	13,156円
信濃有明	274円	16,334円
木島平	22円	16,321円
信濃町	158円	9,369円
信濃牟礼	107円	13,550円
信濃栄	10円	28,147円
狐島	365円	18,671円
蓼科	300円	17,324円
竜丘	544円	10,657円
梅池高原	139円	15,336円
南蓼科	312円	32,450円
浅科	357円	11,488円
三岳	154円	34,732円
遠山	107円	19,778円
鬼無里	(略)	13,223円
喬木	275円	30,206円
戸隠	114円	24,415円
高府	83円	10,194円
信州新町	448円	18,540円
信濃下条	142円	30,097円
信濃西条	302円	9,954円
信濃大桑	135円	9,720円
信濃中川	66円	19,898円
信濃豊田	324円	27,742円
信濃和田	185円	13,518円
菅平	205円	15,674円
南木曾	207円	15,710円
八千穂	253円	27,576円
北御牧	345円	10,039円
野尻湖	287円	21,253円
藪原	203円	31,053円

中軽井沢	279円	13,287円
丸子	125円	16,406円
東部	292円	13,854円
下諏訪	467円	25,208円
辰野	257円	12,139円
箕輪	287円	18,783円
豊科	493円	19,643円
穂高	532円	9,300円
白馬	162円	11,499円
坂城	254円	13,518円
戸倉上山田	374円	12,516円
野沢温泉	(略)	10,780円
松本東館	712円	19,868円
浅間	1,638円	31,933円
信濃飯山	196円	12,235円
御代田	242円	14,518円
信濃富士見	432円	7,632円
信濃原	197円	11,713円
信濃阿南	101円	18,534円
木曾	195円	18,887円
明科	354円	8,789円
生坂	87円	30,060円
波田	558円	10,838円
信濃三郷	497円	7,471円
信濃池田	187円	16,315円
神城	208円	13,599円
小布施	438円	16,101円
湯田中	281円	14,600円
信濃豊野	427円	25,860円
飯綱	209円	13,008円
平岡	130円	21,228円
上松	180円	12,264円
木曾楢川	247円	23,139円
四賀	209円	32,345円
梓川	193円	18,639円
小谷話交換	222円	17,602円
七二会	32円	10,592円
若穂	173円	24,190円
信濃松代	276円	15,282円
浦里	(略)	26,458円
信濃常盤	58円	30,866円
臼田	210円	13,155円
高野町	113円	24,009円
野辺山	(略)	20,879円
南軽井沢	135円	11,122円
望月	131円	20,048円
信濃芦田	63円	13,043円
信濃長門	71円	30,570円
真田	48円	15,448円
武石	66円	14,028円
青木	(略)	27,194円
高遠	213円	10,645円
信濃小野	60円	21,159円
飯島	179円	17,077円
信濃宮田	192円	41,031円
信濃松川	212円	16,751円
市田	276円	12,078円
阿智	86円	13,433円
麻績	99円	11,715円
信濃山形	105円	10,905円
信濃朝日	93円	13,579円
信濃有明	271円	13,323円
木島平	23円	16,212円
信濃町	136円	10,749円
信濃牟礼	97円	15,001円
信濃栄	11円	27,505円
狐島	373円	18,723円
蓼科	283円	17,177円
竜丘	528円	11,331円
梅池高原	143円	16,760円
南蓼科	298円	32,451円
浅科	345円	12,254円
三岳	132円	33,128円
遠山	104円	20,148円
鬼無里	(略)	14,783円
喬木	242円	28,772円
戸隠	108円	23,297円
高府	82円	10,269円
信州新町	424円	16,692円
信濃下条	134円	28,437円
信濃西条	290円	10,128円
信濃大桑	129円	9,868円
信濃中川	62円	19,426円
信濃豊田	304円	27,074円
信濃和田	174円	13,440円
菅平	181円	15,421円
南木曾	192円	15,690円
八千穂	236円	26,589円
北御牧	332円	10,210円
野尻湖	270円	22,676円
藪原	191円	29,449円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	
北海道		43,594円
青森県		29,098円
岩手県		121,475円
宮城県		69,724円
秋田県		34,673円
山形県		62,119円
福島県		50,262円
茨城県		40,247円
栃木県		55,132円
群馬県		31,215円
埼玉県		46,587円
千葉県		42,400円
東京都		73,821円
神奈川県		77,633円
新潟県		46,567円
山梨県		31,304円
長野県		38,969円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	
北海道		191円
青森県		189円
岩手県		361円
宮城県		370円
秋田県		201円
山形県		193円
福島県		256円
茨城県		224円
栃木県		271円
群馬県		259円
埼玉県		260円
千葉県		246円
東京都		495円
神奈川県		363円
新潟県		283円
山梨県		305円
長野県		222円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額846円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 光信号引込等設備管理負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	(略)	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,782円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)
ア～イ (略)
(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに

区分	内容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	8,572円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	(略)

第5表 (略)

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	
北海道		44,191円
青森県		29,366円
岩手県		129,241円
宮城県		71,391円
秋田県		37,290円
山形県		64,296円
福島県		49,905円
茨城県		40,997円
栃木県		56,715円
群馬県		31,701円
埼玉県		47,090円
千葉県		41,968円
東京都		73,740円
神奈川県		81,867円
新潟県		46,826円
山梨県		31,166円
長野県		39,128円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	
北海道		194円
青森県		187円
岩手県		365円
宮城県		371円
秋田県		219円
山形県		203円
福島県		265円
茨城県		236円
栃木県		280円
群馬県		271円
埼玉県		273円
千葉県		250円
東京都		514円
神奈川県		391円
新潟県		279円
山梨県		321円
長野県		218円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額905円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 光信号引込等設備管理負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	(略)	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,814円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)
ア～イ (略)
(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに

区分	内容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	8,636円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	(略)

第5表 (略)

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,212円	

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,055円	

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2

3（略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち特 別収容局ルータで接続し、I P通信網を利用した交換及び 伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝送が 可能なもの	1ポート ごとに月 額	（略）	

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3（略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち特 別収容局ルータで接続し、I P通信網を利用した交換及び 伝送を行う機能	ISDN一次群速度 ユーザ・網インタフ ェースにより符号伝 送が可能なもの	1ポート ごとに月 額	（略）	

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2

3（略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続し、 IP通信網を利用した交換 及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝送が 可能なもの	1ポート ごとに月 額	（略）	

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3（略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続し、 IP通信網を利用した交換 及び伝送を行う機能	ISDN一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1ポート ごとに月 額	（略）	

附 則（令和5年3月24日東相制第22-00065号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年3月24日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第1イ（電気料）、別表5の精算額、附則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）の料金額及び附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）の料金額については、令和5年4月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2第10欄については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（公衆電話機能に係る経過措置）

2 この改正規定の実施前に協定事業者が利用した公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-10-2に掲げる料金額の精算については、なお従前の通り取り扱うものとします。

3～5（略）

（預かり保守等契約等に基づく負担額に係る経過措置）

6 料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）の規定にかかわらず、令和5年度又は令和6年度において適用する電気料に係る調整額については以下の通り算定するものとします。

（1）令和5年度の調整額については、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和3年度における電気料相当及び調整額を合算したものに、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額から、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和3年度に適用した電気料を差し引いたものとします。

（2）令和6年度の調整額については、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和4年度における電

気料相当及び調整額を合算したものに、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額から、接続に必要な装置等に関する電気の利用に係る令和4年度に適用した電気料を差し引いたものとします。